

建設水道委員会記録

○開催日時

平成27年9月18日 午前9時59分～午後3時18分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	宮里兼実	委員	大田黒博
副委員長	下園政喜	委員	新原春二
委員	川畑善照	委員	谷津由尚

○その他議員

議長	上野一誠	議員	帯田裕達
議員	佃昌樹	議員	森満晃

○説明のための出席者

建設部長	泊正人	入来区画整理推進室長	引地明吉
建設政策課長	須田徳二	建築住宅課長	福島和朗
建設整備課長	吉川正紀		
建設維持課長	永田一朗	水道局長	落合正浩
都市計画課長	山村昭一郎	水道管理課長	元石功一
主幹	鍋倉省司	上水道課長代理	前田和博
区画整理課長	川畑稔	下水道課長	徳重勝美

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋
--------	------	----	------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第162号 薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について 議案第163号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について 議案第165号 平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第166号 平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第175号 平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	水道管理課 上水道課
議案第167号 平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第168号 平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算 議案第169号 平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	下水道課
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建設政策課
議案第152号 倉野農村公園の指定管理者の指定について 議案第153号 藤本滝公園の指定管理者の指定について 議案第154号 矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者の指定について 議案第155号 桜渡農村公園の指定管理者の指定について 議案第156号 里農村公園の指定管理者の指定について 議案第157号 山田農村公園の指定管理者の指定について 議案第158号 東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建設整備課
議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建設維持課
議案第159号 財産の取得について 議案第160号 川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定について 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都市計画課
議案第170号 平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第172号 平成27年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計補正予算 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	区画整理課
議案第171号 平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第161号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建築住宅課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、水道管理課及び上水道課の審査に入ります。

△議案第162号―議案第163号

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、簡易水道を含めた全地域の水道料金を改定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論・採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○水道局長（落合正浩）おはようございます。急遽、四元上水道課長に不幸がございまして、本日出席できておりません。前田課長代理にかわって説明をさせますので、御了承いただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○水道管理課長（元石功一）おはようございます。それでは、議案第162号及び議案第163号につきまして、御説明をいたします。

議会資料として提出しております議会資料を御準備いただき、2ページをお開きください。

議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

水道は、市民の日常生活や産業活動に不可欠なものであり、安全正常にして豊富な水を一日も欠

かすことなく安定的に供給することが水道事業の基本的使命である。より効率的な事業運営を図るため、平成28年度に本土地域簡易水道事業を上水道事業へ事業統合し、当該事業の健全な運営を維持し、安全安心な水の安定供給を行うため、水道料金の額を平成28年4月に改定するものでございます。

それでは、1番の水道料金でございますが、料金体系は、口径別基本料金と逓増型従量料金の2部制、使用水量の段階別区分についても現行どおりとし、料金については18.4%改定するものでございます。料金体系は現在のままで料金を18.4%上げさせていただくということでございます。

次の2番目の水道料金改定の概要でございます。

まず、（2）算定期間になりますが、平成28年度から平成32年度までの5か年間といたしております。これにつきましては、日本水道協会の料金算定実施要領等に基づきまして、3年から5年の事業計画によって料金改定をするということになっておりますので、本市では5年間を採用したということでございます。

（3）改定実施時期になりますが、平成28年4月1日から改定をさせていただきたいというふうに考えております。

（4）改定率になります。公式のようなものを書いてございますが、分母のほうにつきましては現行料金による収入、現在の料金で、平成28年から平成32年までの予定収入。分子におきましては総費用、これは平成28年から平成32年までの総費用から料金外収入を除き、それに資産維持費を合計するといったことで、それによりまして18.4%の改定率となります。

内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

次の、3、収入及び費用算定基準でございます。

まず（1）収入につきまして、水道料金につきましては、過去の口径別水量、区画別水需要の動向を考慮して算定をいたしております。また、給水負担金につきましても、過去の口径別給水負担金収入件数を考慮して計上をしております。

次の3ページをお願いします。ウ、その他の収入、これにつきましても過去の実績等を考慮した額で算定をしたところでございます。

次の、（2）費用でございます。まず、職員給

与費につきましては、定期昇給等を勘案し、また職員数31名から28名といったことで算定をいたしております。

次のイ、動力費になります。過去の実績等を考慮して算定をいたしております。

ウの薬品費。薬品費につきましても、過去の実績等を考慮し、算定をいたしております。

エ、修繕費になります。修繕費におきましても、過去の実績等を考慮し、5か年の積み上げをしています。

オ、減価償却になります。これにつきましては、既存の減価償却費に新たに取得する資産、それを合計した金額を、それぞれ5年間の積み上げをしています。

また、カの資産減耗費におきましても、算定期間中に更新する資産につきまして、その減耗費を計上しております。

キの支払い利息、支払い利息については、現在借入れをしている利息プラス新たに5年間に借入れをする企業債等の利息を勘案し、計上したところでございます。

最後のク、その他の経費につきましても、平成26年度を基準として、各年度の所要見込み額を計上したところでございます。

次の4ページになります。料金改定前と改定後の料金表になります。下の表をごらんいただきたいと思います。基本料金、それから従量料金別になります。

まず基本料金では、口径別に13ミリから100ミリ、13ミリで677円、それから20ミリで1,353円、以下100ミリまで改定したところでございます。この改定率につきましても18.4%で改定をしております。

右の従量料金になります。従量料金の水量区分におきましても、現行の単価を18.4%加算し、それぞれ10立米までの分につきまして1立米について73円、以下、30立米を超える分について1立米について204円、それぞれの単価に18.4%を加算した単価になっております。

次の5ページをお願いします。5ページにつきましても、これは簡易水道の料金でございますが、水道事業の料金と全く同じ金額でございます。

6ページには、改定後の金額がどういふふうになるかといったことで、上の段、下の段、それぞれ示してございますが、下の段で説明をいたしま

す。現在、2か月に1回検針をし、料金をいただいておりますが、現行で20立米御使用の方が、2,570円が改定後3,040円、470円の増ということになります。また、30立米では、3,700円が改定後4,370円、670円の増ということで、それぞれ40、50、80まで記載してございます。

本市におきましては、30立米から50立米に占める割合がほとんどでございます。2か月で30立米、40立米、50立米、それぞれ使われる方がそれぞれ670円から1,160円増加することになります。

次の7ページをお開きください。今回料金改定をするに当たり、平成28年度から平成37年度までの事業計画を策定しております。今回は、種別ごとに4種類の事業を計画しております。

まず1番目が耐震、2番目が更新、3番目が整備、4番目が統合した簡易水道事業に係る整備事業でございます。

耐震事業では、合計13億5,740万9,000円、これ10年間の計画でございます。更新事業につきましては、丸山浄水場の設備更新ほか老朽管更新事業、合わせて42億2,936万1,000円。次の施設整備費では、百次水源池発電機設備設置工事ほか、合計で8億4,206万円の事業計画でございます。

また、統合簡易水道事業では、水引増補改良事業ほか、4億8,800万の事業を計画しております。また、その他工事として、工事負担金分をいたしまして、1億を予定しております。合計、10年間で75億の事業を計画しております。

この75億の事業につきまして、5年間の財政計画をつくっております。その財政計画が次の8ページになります。

料金改定後の財政収支予定表でございます。まず、収益的収支のうち収入でございます。水道料金、平成28年に15億7,718万9,000円を予定しております。以下、平成32年まで予定しておりますが、水道料金の収入につきましては、平成26年度実績まで、過去からずっと推移を見てみますと微減といったことで、それに基づいて、水道料金についても平成28年から5年間、微減といった形で収入の積み上げをしております。

支出におきましては、先ほど支出の基準について御説明いたしましたが、職員給与費からその他まで

平成28年度が15億378万7,000円で、収支が1億8,275万4,000円といったことで改定後の収支がそういったことになるということになります。

一番下の欄、内部留保資金残高と企業債残高を示してございますが、平成28年度が内部留保資金5億1,517万6,000円、企業債残高が49億8,645万1,000円ということで、今回の料金改定におきまして、平成32年度がどういったふうになるかということで、その基準につきまして、平成25年度の内部留保資金、あるいは企業債の残高のレベルと一緒にぐらいになるということで、平成32年度におきましても安定した経営ができるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 今説明をいただきましたけど、さきの総括質疑でもちょっと整理をして言わせていただきました。8項目の点について言わせていただきましたので、この点についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

もう全部一緒に言ってもちょっとごちゃごちゃになりますので、一つずついきたいと思います。

まず一つ目ですけど、今ほど説明をいただきました向こう5年間の財政収支予定表に対して、いろいろと試算をさせていただいたんですが、収益的収支から資本的収支へのお金のフロー、キャッシュフローをずっと見たときに、向こう5年間見たときに、どうしても、結論から言いますと、資本的事業を賄うお金はあるわけです。あるわけですけども、その企業債の償還に充当する金額と内部留保に充当する金額、これはもっと抑制できるでしょうというのが私の意見です。実質、これは申し上げさせていただきましたが、例えば企業債でいきますと、確かにことは約8億——ことしじゃない、来年です、平成28年度、7億9,600万借入れをされる予定になっておりますが、今ほど課長から説明がありました適正額46億、平成25年度です。これを46億7,300万を適正額というふうに位置づけるならば、この額に戻すためには平成29年、平成30年、平成31年、この3年間でも適正額に戻

るんですよ。平成29年に1億7,600万元金償還、元金が減ります。平成30年が2億4,100万、平成31年が1億3,700万減るわけです。

ということで、この平成31年の時点で、このありますように44億まで結局残高は減るわけですね。

まずは私が総括質疑で今させていただきました料金改定に至る、この料金改定をせないかん必要性はわかります。わかるんですよ。ただそうせんと、財政規模がこういうキャッシュフローができませんから、それはわかるんですが、ただその判断基準として、まずはこの企業債と内部留保に対して、もうちょっとアプローチを、これできたんじゃないかと、できるんじゃないかと思うんです。そこについて、ちょっと説明をお願いします。

○水道管理課長（元石功一） 今ほど平成28年に7億9,000万ということなんですが、それは簡易水道を事業統合することによって、今まで簡易水道が持っていた残債、それを引き継ぐといったことで、平成28年に7億ドーンとふえるということになります。

その7億、8億近いそういった企業債についての今後の償還計画、それと今水道事業が持っている企業債の償還計画、それと今後新たに借入れをする、そういった企業債の償還計画、それをあわせたものがここにありますが、ここでは支払い利息に乗ってくるということになります。

内部留保資金とその企業債の関係ということですが、企業債に充てる財源につきましては、8億ほどふえますが、これの元利償還金については、地方公営企業法に基づいた一般会計からの繰り入れ2分の1を一般会計から繰り入れをさせていただくと。まだ決定ではございませんが、財政計画上は2分の1を繰り入れをさせていただくと。

それとあとの財源ですが、減債積立金というのは毎年剰余金処分から減債積立金へ、毎年約1億ほど積み立てを毎年しております。その財源が企業債のほうに回ると。あと不足する分については、建設改良費と同じ内部留保資金で充てるといった、財政の仕組みになっておりますので、そういったことを考えますと、その平成28年から平成31年まで一挙にそういった企業債を少なくするというのではなくて、返済計画に基づいて、そういった企業債の償還もしていきますので、先ほ

ど平成31年に44億になるよというのは、それは計画的な返済といったことでそういうふうになるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員（谷津由尚） 計画的な返済ということなんですけど。ですから、その計画が、つまり3年から5年スパンで、その水道料金を見直すというベースがあるわけです、考え方の。この企業債はずっと長期的な、その後の3年、5年じゃなくて、ずっと何十年も長期的に計画をされているわけです。で、この5年間に對して、今回は集中的に事業がふえるんで、その料金改定せないかんとなるわけです。

ということは、耐震構造とかそういう年当たり約2億ふえます、2億5,000万ぐらいふえます。その事業費がふえるんだったら、私はこれはもう総括質疑で言いましたように、この5年、あるいはこの10年スパンで、この内部留保に回す資金、お金、それとその企業債に償還するお金を、これはもうちょっとコントロールして、要するに最小限度に抑えて、7年、8年スパンでこれをやっていくと。

私が思うのは、この平成31年に、まず企業債が44億まで減ります。その次にはちょっとふえるんですけど。いずれにしても、平成25年度のこの46億を適正額とするんだったら、その平成32年よりさらにあと3年後、平成35年、つまり8年後ですね。それぐらいにこの46億をターゲットとして設定すべきじゃないんですかという。

つまり、収益的収支からその資本的収支に回すお金というのは、今回、水道料金を値上げすることで約4億800万出るわけです、年間に。私はそのお金をもうちょっと資本的収支に有効に回すべきだと。事業債と、企業債と、この内部留保に回すお金を少しでも削って、そっちのほうに回して。心配かもしれませんよ、事業として、安定事業として。私はそれをやるのが企業努力だと思うんですけど、いかがですか。

○水道管理課長（元石功一） 今のここの収益的支出の減価償却費というのをごらんいただきたいと思います。平成28年度が6億8,475万8,000円。それからずっと平成32年度が7億1,690万3,000円。これがいわゆる内部留保資金になります。あと、この差し引きA引くBがそれぞれ平成28年が1億8,275万

4,000円、これが企業債の償還元金の財源となります。

ということで、5年間の財政計画をしたところでございますが、先ほど平成31年に44億を切って、平成25年は46億なので、46億付近までを財政計画をすべきじゃないかといった、そういった御指摘なんですけれども、我々としては、この5年間で全てではないというふうに考えております。できるだけこの5年を7年、8年、10年と、そういった将来にわたるような料金改定をしなくてもいい、そういった財政運営、あるいは経費の節減、あるいは収入の増の対策、そういったものを考えながら、今後、事業を運営していきたいというふうに思っております。

○委員（谷津由尚） ですから、そのおっしゃることが数字に私は反映してないと思うんです。よくわかりますよ、その健全経営、事業の健全化がよくわかります。それはそうせないかんです。今、日本の公営企業は、そこどころがまずは今のところ非常に揺らいでいるというのがありますので、それはわかるんです。

ただその考え方ですよ。今ほどおっしゃいました減価償却と資産減耗費、この辺が純粋に平成28年から平成32年と、この5年間で見ても大体7億あるわけです。もう平成31年には7億2,000あるわけ。だから、事業費が7億5,000だとすると、ほぼそれに匹敵するような資金というのは、結局、収益的収支から回るわけですよ。

ということは、私は向こう5年じゃないと、10年間というスパンで見てもそうです。ずっと年の事業費が7億5,000ですよ、資本的支出がね——で見ても、その年間の給水量が大体0.4%ぐらいずつ減っていく計算されてますけど、向こう10年間見ても十分じゃないですか。違います。そういう判断はできませんか。

○水道管理課長（元石功一） 水道料金が年約0.4%減収といったことで、この財政計画をつくってございます。平成32年度が差し引き1億2,700万ほど出ておりますが、このうち支出のほうになります。性格的に年々減少していく費用というのがございます。例えば、支払い利息です。こういったものが、平成32年以降、また減っていくと。そういったこと等を考慮していきますと、平成32年以降も改定した料金で経営が回

っていくといったことで我々としては考えているところでございます。

○委員（谷津由尚）わかるんです。ちょっと細かいことを言うようなんですけど、例えば支払い利息が減っていきますよね。でもこの減っていくお金の量と、今回水道料金を18.4%値上げした際のその収益的収入になるそのふえた分、つまり資本的収支に流れるお金のフローが、もうそんな比較ならんです、こんなもん支払い利息が減っていく分なんて、ものすごく簡単にカバーできますよ、こんなのは。だから、私は結果として、考え方として、企業債とこの内部留保のもっとこれを減らせられたんではないですかという。

○水道管理課長（元石功一）企業債を減らすということは、それはもうできないです。企業債の償還元金を減らすということはできません。これは借り入れをするときに、元利償還で要は金融公庫、あるいはそういった借り入れをするところから、もう毎回の返済、それが規定されておりますので、そういった企業債を減らす償還元金、あるいは償還利息を減らすということは実際できないことになります。要は借り入れをしたら、その借り入れに基づいた返済計画に基づき、返済していかなければなりませんので、そういった企業債の償還を減らす、そういった考え方はできないものでございます。

○委員（谷津由尚）もちろんその返済計画のところで返済しなきゃなりませんよね。じゃあ企業債は、この流れの中でずっと向こう10年も延々と減らしていくという動きを、それはもう理解できます。理解できますが、そうであっても、どうしても、その内部留保のあり方、企業債がそうであれば、いずれにしても私はここに十分配慮できる可能性は残っていると。つまり資本的収入へのキャッシュフローを考えたときに、企業債から行く分、内部留保から行く分、利益から行く分、つまり資本的収支の利益から行く分です。これは償還利息に充てられるかもしれませんが。それと、そこから出てきたフロー合計です。で、試算、その資産減耗費及び減価償却費の流れ、こう考えたときに、結果として、私は内部留保資金、先ほど、今ほどの説明ありましたその内部留保以外にもまだつくっておられますね、基金を。その工事用の積み立てとか。ですから、そういうのも含めると、私は、これはもう少しここは配慮すべきやっ

たなと。それだけの力はおありだと思います。

なので、企業債のこの持っていく方と、結果として内部留保の残金の持っていく方について、企業努力というのが見えないと言わせていただいているのはそこなんです。

○水道管理課長（元石功一）委員のほうはその企業債のほうで非常に問題があるという、そういった考えというふうに受けているわけですが、我々としては、企業債というのは、もうお金を借りたら年間幾ら返済するというのがもう決まっておりますので、それに基づいて、要は借り入れ、起債の残高等を考慮しながら、毎年の借り入れ、あるいは返済、そういったものを考慮しながら、この財政計画をつくり、また、財源としてもそういった返済。それから建設改良費充てる財源、そういったものを考慮しながら、18.4%の今回の水道料金の改定をお願いしたところです。

企業債につきましては、何度も言いますが、これは借りたときにちゃんと支払い計画ができておりますので、それに基づいて支払いをしていけば、毎年そういった元金の支払い、あるいは利息の支払いというのが確定しているといったことで、ここにどういった工夫ができるのか、そういったところについて、ちょっと我々としては、それはもう工夫はできないところではないのかなというふうに考えております。

○委員（谷津由尚）じゃあ、内部留保についてはどうですか。工夫の可能性はないですか、ゼロですか。

○水道管理課長（元石功一）内部留保の要は財源の充て方として、内部留保をたくさん充てるか、あるいは企業債を借りて、企業債で財源として充てるか、そういったことの判断につきましては、企業債を多く借りれば内部留保は少なくて済む、使わなくても済む。しかし、後年度支払い利息、あるいは元金償還、そういったことを考えたときに、どちらで財源として充てるか、内部留保で充てるか、あるいは企業債で充てるかといったことは、将来的な内部留保の残高、あるいは企業債の残高等を考慮しながら、財源としてどちらを選ぶかといったことについては、今後検討しながら、どっちを使うといったことで進めていきたいというふうに考えております。

○委員（谷津由尚）そこが今おっしゃった、課長がおっしゃったことが私は企業努力だというわ

けです。企業債は、借りるときに、じゃあもう返還、償還計画全部できるんだったら、それはもういいじり様がないかもしれません。でも、内部留保は自分たちの意思で決められます。

ですから、今回、この内部留保をどんどんどんどん少しずつですけどふえていくわけです。最終的にはですね。平成32年、5億8,200万の予定で、この平成33年以降、シミュレーションしても、これはもう絶対に内部留保は減るほうには行きません。そちらのほうからコンスタントに資金としては留保資金できるはずですよ。ほかの積み立てに余計に回さんかったらですね。だから、ここに対するその企業努力というのが見えんわけです。

もっとこのスピードを緩くして、この内部留保残高のお金を、ここに回すお金を少しでも抑制して、それをこの事業費に回すと、事業費に回した結果、その18.4%のこの公式にはめると、ちょっとでも安く、少なくなりますよね。そこを私は言ってるの、考え方として、それは自由でしょうと。そこは皆さんのポリシーで決められる範疇ですよ。そこの企業努力を最後にお聞きます。

○水道管理課長（元石功一） 今まで合併後10年を過ぎました。その中で、どういった財政運営をしてきたかといったことで御説明をし、理解していただきたいというふうに思いますが。旧川内、合併以前から、この内部留保の財源の充当の方法として、内部留保というのは、ことし内部留保とした現金、それと過去にそういった内部留保の使い残し、そういったものがあって、初めて内部留保の全体の金額になります。

財政運営の方法としては、去年の内部留保をことしの財源として充てよう、ことしの内部留保は翌年度の財源として充てようといったことで、我々としては内部留保の1年間分は翌年度の財源に充てようということで、いろいろ努力をしてきたところです。

ことし発生する内部留保をことし使えば、来年度どうやって要は予算を組むのを、不確定な財源を組まないといけないといったことで、内部留保のそういった財源の充当につきましては、今まで過去の分を現年度分に充当し、ことしの分については来年度に充当していくと、そういった財政運営をしながら健全な財政運営をしてきたところで

ございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） 民間企業と行政とのやり運営の仕方がおかしいと、谷津委員は会社の経営感覚で今質疑をされておりますけれども。私もそう思うんですけれども、企業のやり方と行政のやり方というのは、ちょっと企業感覚の考え方とは、谷津委員に委員としては納得行かないところもあるかと思っておりますけれども。課長の説明を聞いておれば、これで大丈夫だという答弁をしておるわけですから、あとまだ行きますか。

○委員（谷津由尚） ちょっと議論がかみ合っておりませんので。ただ私は公営企業会計のやり方にのっとっても、おかしいものはおかしいというふうにデータも全部そろえているわけで、あとは考え方のところですから、これが平行線である以上は、もうこの点はちょっと終わりにして次に入りたいと思います。

では、次に入らせていただいております。

○委員長（宮里兼実） はい。

○委員（谷津由尚） 済いません、2、3、5、流動経費についてです。総括質疑で言わせていただきました2番目、つまり動力費、薬品費、3番目、修繕費、5番目、収益的収支のその他経費、この三つについて、ちょっと同時にお伺いしますが、今ほど説明を受けまして、過去の実績と配水量の増加分を考慮した額とすると。そういう理由を書いておりますが、同額というのはちょっとおかしいのではないですかということです。これについて御答弁をお願いします。

○水道管理課長（元石功一） 動力費につきましては、水源池、あるいは配水池用の機械設備、あるいはポンプ設備、そういったものとして動力費を計上してございます。

過去の実績等を考慮しておりますが、この動力費の増減というのは、過分に有収率に影響をされるというふうに考えております。過去の有収率、本市の有収率ですが、平成23年度から91%台にきました。平成23年度が91.5%、平成24年度が91.4%、平成25年度が91.4%、平成26年度が91.5%といったことで、有収率が平成23年度から91%の半ばで推移しているということになります。ということであれば、大幅な有収率の増というのが、過去の実績から言えば、0.1ポイント前後で推移をしてきたということに

なります。

要は、有収率の変化で、どの程度そういった動力費に影響があるかといったことで、平成26年度の決算をもとに、ちょっと試算をしてみました。平成26年度の決算が91.5%で動力費が5,900万ほどなんですが、それが91%になったとき、動力費がどれだけふえるだろうと。0.5ポイント有収率が下がったとき、どの程度動力費が上がるだろうかということで試算をしました。試算をした結果、30万8,000円、動力費が上がるんじゃないかと。これは机上の計算になりますが、0.5ポイントの差で年間に30万8,000円。6,000万ぐらいの動力費のうち30万8,000円ということは、零点何%の増減だということで、5年間、そう余り大きな変動はないといった考え方で一応動力費、ずっと同じ金額で計上をしたところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚） ここも企業努力という観点で言わせていただきますが、そうであれば、6番目に申し上げました有収率に対して、じゃあこれからどういうアクションをとっていかれるんですかという改善目標が存在してて当然だと思うんです。年間0.4%ずつ減って、向こう5年間2%の給水量が減るという試算をされてますが、それでは流動経費はほとんど動かないと。一番効くのは有収率やと、それは聞き取りのときにお伺いしましたんで。

で、有収率に対してアプローチは何もないですよ。その現状維持でされてるかもしれません。あの配管の布設がえをすることで有収率は大きく上がってくるかもしれません。しかし、それをされるんだったらそれをされるで、これを改善目標を組んで、それだから流動経費をこっだけずつ減らしていきましょうという、私はその数字をここに入れるべきだと思うんです。それが企業努力だと思うんですよ。考え方としてですよ。そこどう思われますか。

○水道管理課長（元石功一） 有収率の推移ですが、平成17年度、合併後、90.6%でした。それが年度によっては、それより上だったり下だったりして、今現在91.5%になったということで。10年以上で約0.9ポイント、いろいろ今まで布設がえ、新しい管の布設がえをしながら来ておりましたが、10年で0.9%は有収率が上がったと

いうことになります。

毎年そういった漏水多発地点のそういった老朽管の更新を計画しながら布設がえをしておりますが、やはり管というのが毎年古くなっていくといったことで、また翌年度はまた漏水箇所が出てくるといった、そういったたちごっこじゃございませんが、そういった状況でございます。

この有収率を、どういうふうに関後考えるかといったことで、まずは見えない漏水について今後どういった対策を打つかと。そういうふうなれば、漏水調査を今後していかなければならないと、有収率を上げるためにです。配水管の布設がえと一緒に、そういった漏水調査、そういったものを今後考えていかなければならないと思っておりますが、先ほど言われた有収率の目標設定といったことについては、現在、設定はしていないところでございます。

今後につきましては、配水管の布設がえそういった漏水探査調査によって漏水箇所を早期発見すると、そういった手立てをしていく必要があるとは思っております。

○委員（谷津由尚） 有収率が非常に難しいのはわかりますが、そうであれば、そうであったにしても、この動力費、薬品費、修繕費、委託料、これはちょっと質が違いますが。動力費、薬品費、修繕費、委託料、この4つについては、これ同額でも入れられるというその根拠がわかりません。

○水道管理課長（元石功一） まず、委託料になりますが、委託料をそれぞれ目的によって予算を組んでおります。委託料の中で一番でかいものが丸山浄水場の運転管理業務委託、これが年間9,000万ぐらいになります。あとの委託料につきましては、もうほとんど固定費といった考え方です。電気設備の点検委託、あるいは水質計器の点検委託、あるいは消防設備の点検委託。それと新たに平成28年4月から発生する窓口等の業務委託をしたいというふうに考えておりますが、それが新たな経費として年間5,500万ほど増加すると。そういった委託料の内容を見ますと、中身が変動する委託料がないと、もうほとんど固定費だと。そういった考え方で委託料についても同額と5年間財政計画をしているところでございます。

○委員長（宮里兼実） 谷津委員に申します。ほかの委員もおりますので、区切りのいいところで。

○委員（谷津由尚）じゃあ、最後にします。と
りあえず最後にします。

それじゃ、わかりました、ちょっと議論しても
並行線になりますもんですから。まず、この流動
経費の動力費、薬品費、修繕費、委託料、これを
同額で算出されたという、この向こう5年が財政
収支予定表に反映されたこの数字の根拠になる資
料を出してください。これが一つ目です。

それと先ほどおっしゃいました、二つ目です。
有収率について、今後、布設がえを向こう10年
間にわたってされるわけですけど、そのときの有
収率を、今のところ予定はないと。その改善目標
はないとおっしゃいますが、じゃあ改善目標がな
いにしても、その今の維持でされるのか、その改
善されるのか、その辺の目標について文書で提出
をお願いします。その後は、その背景になる文書
を見て、また判断をしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ほかの委員に。今、谷津
委員から資料提出が出されましたけれど、ほかの
委員の方々、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）いいですか。では、課長、
資料提出を大丈夫ですか。

○水道管理課長（元石功一）つくって提出した
いというふうに考えております。

○委員長（宮里兼実）はい。ほかの委員は。

○委員（大田黒 博）一応、これが決定された
ときに18.4%というのを、市民、住民にどうい
う形で周知していくのか。本会議場でしたか、局
長の答弁の中で、県下で4位だということをちょ
っと言われましたけれども、なっているかちよ
つと確認したいんですが。

その中で、早速我々とすれば、住民にどうい
う形で上がるのを、経緯を含めて、簡易水道の進
捗、成り行きを含めて、そういう説明をしなきゃ
いけない。と同時に、水道局として、鋭意努力を
される中でこうなったんだというものを、職員が
削減される中でしていくんですよというものも含
めて説明されるんでしょうけども、その辺をどう
いう形でされるのか。この中で第4位のその数字
が少しわかれば教えていただきたいと思います。

○水道管理課長（元石功一）まずその第4位と
いったことで、改定後が県内19市中4番目にな
るということでお答えしておりますが、うちより

高い市というのが西之表市、鹿児島市、伊佐市、
3市がうちよりも料金が高いと。これの基準は
30立米使ったときの基準で比較をしております。
各市、平成28年度までに事業統合というのをど
こもしないといけないというふうに考えておりま
すので、今後ひょっとしたら、ほかの市でも料金
改定というのが出てくる可能性がございます。そ
ういったときには、またこれが変動するといった
可能性はあるというふうには思っています。

あと市民の方々へどういうふうな説明をするか
といったことになりますが、まずは市の広報紙、
あるいはホームページ、あるいは今2か月に1回
検針をしておりますが、その検針表においても、
お知らせといった形で料金が改定されますといっ
たことは御説明をさせていただきたいというふう
に考えております。

○委員（大田黒 博）今わからなければ数字的
に、その30立米の中でのどれだけになりますと
いうものを、本市に比べて一覧表でもらえば我々
も説明しやすいかなと。追って、今言われました
それだけの説明をされる中で、高齢者を含めて、
わからない方々がたくさんおられると思うんです
よ。ただその中で、今現在、使った数字等におい
ては、そんな470円、670円というこれだけ
の2か月でアップしますよといったものを含めて、
我々の範囲の中で説明したいのが、一つの基本的
なものが我々あるということで、その辺を少し砕
いた中での一覧表があれば、また配付いただけれ
ばありがたいんですが。

以上です。

○水道管理課長（元石功一）議会資料のほうに
提出しております資料の中で、4ページと6ペー
ジがそういったものに役立つんじゃないかなとい
うふうに思いますので、まずはこの資料を御利用
いただきまして、市民の方にも伝えていただけれ
らなというふうに思いますので、よろしく願い
します。

各県内19市の料金も調べてございますので、
資料としては提出することはできます。

○委員（川畑善照）やはり今、大変厳しい世帯
というのもあるって、年金者とか、あるいはなかな
か民間では給料も上がらんとか。そういう中でこ
ういう18%の値上げというのは大変やっぱり
——もう今でも耳に入ってきてるんです。です
から、具体的にこういうのを載せるだけじゃなくて、

細かい理由づけをしなければ、市民はやっぱり不満を持ってくると思いますよ。年金者とかサラリーマンとかいろんな形、商売人もそうですけれども。全てが大変厳しいときに、これだけのことをするわけですので。

それで方法にしても、それが納得できるような説明方法というのは、数字だけじゃなくて、やっぱりあらわすべきだと、そこをどのようにされるか、また、今から検討でしょうけど、ぜひそれだけはされなきゃいけないと思いますので、ちょっとお聞かせください。

○水道管理課長（元石功一） 今言われたことを十二分に我々も検討して、そういった広報紙には載せていきたいというふうに考えております。

今後、安全安心な水を安定的に供給するため、今後どういうふうに薩摩川内市の水道をしていくかといったことも載せながら、市民の方々に理解をいただきたいというふうに考えておりますので、また広報紙も工夫をして掲載したいというふうに思っております。

○委員（新原春二） この台風の関係で、非常に災害関係、大変な御足労だったと思いますし、また水道関係においては、簡易水道の合併等も含めて大変な御尽力をしていただいてこうした数字が出てきてるんじゃないかと思います。

先日、各地域の部落水道と言われますか、そういうものの統合について、それぞれ出前講座を開いていただきまして、課長、両課長来ていただきまして、4名も、5名でしたか、6名でしたか、来ていただきまして御説明をいただきました。青山地区のいろんな会合の中でも、水道料金の関係については、非常に現在、部落の簡易水道の中でも、この先、統合されれば、非常に倍になるという心配事もあってお話を聞かれたと思うんですね。

そういった意味では、やっぱり市民の一番のライフラインであります水道が18.4%上がるというから、やっぱり18%がかなり危機と聞いているんですよ。金額的には、額的にはそんなに、そこら辺、300円、1,000円、そんなもんなんですけれども。しかし、パーセントというのは非常に敏感にやっぱり市民としては耳に入るわけですよね。だから、いろんなところに行けば、「今度水道料金上がったつあよ」、「18%上がったつあよ」ちゅうふうに18%がどんどん一人歩きをしていくような感じがするんですよ。

こういった説明をすれば、大体話はなるほどなちゅう理解はします。ただ、谷津委員が先ほどお話ししましたように、やっぱり企業努力をどうしたのかということが、やっぱり市民にとっては関心事でありますし、言えば、全部とおってくつらいちゅうことじゃいけないと思うので、そうしたら今、谷津委員のほうから資料提供も求めがありましたけども、そこら辺も含めて、もっと緻密な説明をしていただきたいと思うんです。

この表を出すのもいいんでしょうけども、この表はもう完全に中身がわからないわけですね。だから、ここに計算方式が2ページにあるんですが、これでも企業努力っちゃほとんど見えないわけですよ。現在も使って試算は平成28年度からの必要な金と、そして今の金で割って、どうしても18%にならざるを得ないちゅうのは、そこは理解できるんだけど、水道局はどれだけ努力をしてこういうふうになったのか。将来的にこういう事業があつて、こういう値上げをせざるを得ないんだということの説明をもっと緻密にやられたほうがいいと思うんですね。そこら辺の考えを聞かせてください。

○水道管理課長（元石功一） 水道局の企業努力、どういうことを考えているんだといったことだろうと思いますが。合併後、水道局として企業努力をしてきたことについて、若干説明をさせていただきます。

まず、平成19年4月に水道局を東郷に集約をいたしました。その時点で、平成17年度は25人、水道事業にかかわる職員がおりました。東郷に集約したことで、21人、職員の4人の削減といったことで、市の職員定数、当初1,100人を目標として来ておりましたが、既に水道局では平成19年4月に、その1,100人体制に、まずはなったといったことで考えております。まずは、そういった組織の再編、そういったことで職員を減らして、そういったのも企業努力だというふうに考えております。

また、もう一つにつきましては、企業債の繰上償還、平成19年度に総務省が5%以上の企業債について、繰上償還、あるいは定理の企業債の借り上げといったことで法ができました。この制度によって、我々も繰上償還、あるいは低利のやつに借りかえをしましたが、これについてもどこの事業体でもできるというわけではございませんで

した。これをするには、やはり経営健全化計画をつくって、それを総務省が認めないと、そういった借りかえ、あるいは繰上償還もできなかったということになります。

全国のそういった水道事業体が全て繰上償還をしたかと言えば、そうではなかったというふうに思っております。やはりそういった健全計画を立てないと、繰上償還もできないというふうに考えております。この繰上償還によりまして、平成32年度までの企業債の利息、およそ5億7,000万ほど削減ができました、平成32年までの5億7,000万。こういったことをしていないと、まだ水道料金を上げないといけないといったことになると思います。

またもう一つが、合併後、4つの水道事業になっておりました川内、東郷、樋脇、入来。それぞれの財布でそれぞれのところをいろいろ事業していたんですが、これを平成23年4月に事業統合しました。一つの水道事業にしました。これによって、今まで4つの水道事業がございましたが、それを一つの水道事業にしたことによって、一つの財布で重点的に施設の更新、そういったのができるようになりました。

で、樋脇、あるいは入来、あるいは東郷、それぞれ集中的な投資によって施設の更新をしてまいりました。そういったことを現在まで取り組んでおりますが、今後におきましては、窓口関係職員、あるいは嘱託員、臨時で業務を進めておりますが、これについても平成28年4月から民間委託をしたいというふうに考えております。これで職員3名、嘱託員5名、臨時職員1人の削減ができるんじゃないかなというふうに考えております。

そういった、今後、民間にできるものは民間に委託をしながら、また費用対効果等も考慮しながら健全経営を目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員（新原春二） そんな説明をしてもらえれば非常によくわかってくるわけです。先ほど委員長が話をされましたように、企業と公会計というのは、必ずしも物は違うというのはよく理解できるんです。しかし、採算性をとっていくちゅうことでは、やっぱり一緒だと思うんですよね。もうける必要はないんだけど、公的な場合はもうけるんじゃないけど、採算性はとっていかなくちゃならないちゅう、さっき谷津委員のほうから指摘

をされたとおりでと思うんですけども。

そういうのを市民にきちんとやっぱりわかるように説明をするちゅう意味で、この表だけ出すのではなくて、もっと緻密に市民が理解ができるような、誰でも理解ができるような言葉と数字で広報をしていただければ、市民もライフラインですので、どうせ水がなければいけませんし、この間、青山に行ったときも「水道料金がたこなっどん、やっぱり管理が大切や」という話があったようですので、そこら辺も市民のニーズといいますか、そういうものをきちんとやっぱり説明責任を是非していただきたいということをお願いをしております。

○委員長（宮里兼実） 委員長から申し上げます。

我々のこの建設水道委員会というのは、非常に市民サービスという一番大きな、行政にとっても重要なところで、ましてこの水道事業というのも、最近、田舎の過疎化がどんどんどんどん進んでいる中で水道事業というのも行われて、それこそ僻地の1軒しか住宅がない——語弊を受けるわけではないと思いますけれども、そういうところにも一本一本、それこそ配管がされておるわけでありまして。そういうところも維持管理をしていかなければならないと、市街地だけの水道事業ではなくして、やはりそういった過疎地域の、もうどんどんどんどん人がいなくなって、この部落にも二、三軒しかないというようなところまで配管が行われておるわけですから、非常に難しい、サービス事業としては難しいところがありますけれども。先ほどから出ておりますように、そういったところも含めて努力をしていただいて、市民にも手落ちのないように理解をしていただくように、そういったことで今回の値上げについても十分市民が納得いくようないろんな説明を。年寄りは一パーセントで説明をしても理解できないお年寄りもいっぱいおられると思いますので、そういったいろんな説明の仕方も考えながら十分取り組んでいただきたいと思いますので、どうかひとつよろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 委員外議員、質疑はありませんか。

○議員（森満 晃） 済いません、2点教えてください。

1点目は、収益的収支の中で職員給与ですが、この平成28年度から5年間、アップされているということで、これはもう職員それぞれが昇給されるという点でのアップでよいのかというのが1点。

それと、この水道事業、全国的に見ましても、人口減などで他の自治体と合併して水道事業を行う、経営される自治体も今出てきてますけども、それも見越されてというか、薩摩川内市的には将来的にとか長いスパンでしょうけど、そういう水道事業だけが他の自治体と合併してとか、そういうことはないだろうとは思うんですけど、もしそのような考えがありましたら教えてください。

○水道管理課長（元石功一） この財政収支予定表の職員給与費につきましては、現在のいる職員をベースに、そういった考え方で算定をしてございます。それと、広域化といったことなんですけど、今国においては非常に力を入れております。他県においては広域水道事業団とか、そういった事業団を組んでやっておりますが、今我々としては1市4町4村、こういった9つの団体で合併しましたので、まずはこの9つの団体のそういった水道の施設、あるいはサービス、これをまずは全部均一、統一にしたいということで今まで頑張ってきました。

今後において、そういった広域化といったことについては、今のところは、まだ検討もしてないし、考えてもいないところであります。

ただし、災害対応につきましては、近隣の事業体とも話をしながら、そういったことについては、応援体制といったものについては、今のところは話はしながら進めているところです。協力しようといったことで進めております。

以上です。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。これより、討論・採決を行います。

まず、議案第162号について討論・採決を行います。討論はありませんか。

○委員（谷津由尚） 討論の前に、先ほど提出をお願いしました資料について、ちょっといつ出てくるかわからないんですが、その資料を見させていただきまして、この数字の算出根拠といいますか、その辺がきちんと明確になって、その中にあ

る企業努力にしても認められるという判断ができるまで、できれば、この162・163号の二つについては継続という形でやったらどうかというふうに思います。ちょっとこのほかの委員の方にお諮りをお願いします。

○委員長（宮里兼実） ただいま谷津委員のほうから――協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時13分休憩

~~~~~

午前11時14分開議

~~~~~

**○委員長（宮里兼実）** それでは本会議に戻します。

ただいまこれらの議案を継続審査にしてはという声がありましたが、今議会は会期が延長された後、決算審査にかかわる委員会の開催が予定されておりますので、これらの議案については、その際に改めて審査を行うことにしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議ありませんので、議案第162号及び163号にかかわる審査はここまでとし、審査を一時中止します。

なお、10月7日及び8日に予定されている委員会において、改めて審査を行いますので、御了承願います。

**○委員（大田黒 博）** それは別にいいんですが、今谷津委員が言われたその資料等においては、その時点までに出てくるのでしょうか。資料の確認だけお願いします。

**○委員長（宮里兼実）** 資料は早急に。この決算委員会前までには準備はできますか。

**○水道管理課長（元石功一）** 提出期日というのがいつぐらいにしたらよろしいでしょうか。

**○委員（谷津由尚）** 算出根拠ともう1種類あるんですけど、大分細かい数字の積み上げになると思いますので、私どもも、そのお時間をいただきたいと思うんです、その内容をよく見させていただくために。

ですので、ここで言えるのは、本当に早ければ早いほどいいということをお願いをさせていただきます。

**○水道管理課長（元石功一）** 資料の中身ですが、考え方、あるいは積算の根拠、そういったもの等

でいいのか。それとも細かい数字まで出して、そういった形の資料になるのか、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○委員（谷津由尚）今おっしゃったとおりです。財政収支予定表の中のこのいろんな金額がありますが、これがなぜこうなったのかということがわかる資料及び考え方がわかるものであれば、それで結構です。

○水道管理課長（元石功一）はい、わかりました。

---

△議案第165号 平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第165号平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長代理（前田和博）議案第165号平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算について、説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の83ページをお開きください。1款1項1目一般管理費126万4,000円の増額補正は、右側説明欄のとおり、4月の人事異動に伴う職員の給料等の調整です。

次に、84ページをごらんください。2款1項1目施設整備費1,003万2,000円の減額補正は、右側説明欄のとおり、鹿島簡易水道建設事業にかかわる国の補助内示の減額に伴い、工事費等の調整を行うものです。

続きまして、歳入について御説明しますので、79ページをお開きください。3款1項1目簡易水道事業補助金、補正額499万1,000円の減額は、生活基盤近代化事業補助金を国の内示額にあわせて減額するものです。

次の80ページ、6款1項1目一般会計繰入金、補正額32万円の増額は、一般会計からの繰入金による財源調整です。

次の81ページ、7款1項1目繰越金、補正額90万3,000円の増額は、右側説明欄のとおり、準繰越金を計上するものです。

次の82ページ、9款1項1目簡易水道事業債500万円の減額は、鹿島簡易水道建設事業の国の内示による事業費減に伴い、調整するものです。

ここで、76ページに返っていただき、第2表

地方債補正ですが、鹿島簡易水道建設事業費の減額に伴い、限度額を1,970万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員、質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第166号 平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第166号平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長代理（前田和博）議案第166号平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の97ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費707万7,000円の増額補正は、右側説明欄のとおり、職員の人事異動に伴う給料等の調整のほか、入来温泉湯之山館の清掃作業員雇用のための賃金や、開業後の実績に基づく光熱水費の増額が主なものです。

次に98ページをごらんください。2款1項1目施設整備費142万2,000円の減額補正は、入来の柴垣湯解体工事に伴う執行残です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、94ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目温泉使用料 6 万 3,000 円の増額は、入来温泉湯之山館に入札により設置した自動販売機 3 台分の行政財産使用料です。

次の 95 ページ、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 250 万円の増額は、一般会計からの繰入金による財源調整です。

次の 96 ページ、4 款 1 項 1 目繰越金 248 万 2,000 円の増額は、右側説明欄のとおり、純繰越金を計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）湯之山館がオープンをして、それぞれもう数か月たつわけですけども、今回、光熱水費で二百何万の補正が出てますよね。1 年まだたっていないので、当初の予算として若干見込みが狂ってくるという部分もあり得るわけですけども。入館料としては結構入っているようですので、そこ辺の入館料と入館の見込みと現状の推移。それと光熱水費も含めて財政的な面でどんな収支を打ってるのか、そこら辺をちょっと説明をお願いします。

○上水道課長代理（前田和博）現在、入館者の状況ですが、1 日当たり大体 400 人を見込んでおりましたが、夏場に入りまして若干 400 人を切る状態が続いております。しかしながら、今からまた寒くなってくると、どこの施設でも冬場にかけては、かねての 110% から 115% となっていくしますので、大体見込みの 12 万人から 13 万人の人数には達するのではなかろうかと見込んでおります。

済みません。当初の見込みの電気料がちょっとわからないものですから、今現在の大体の電気料なんです。月額約 15 万円ほどかかっております。ガス料金については、月額 60 万円弱です。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第 175 号 平成 27 年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第 175 号平成 27 年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第 175 号平成 27 年度水道事業会計補正予算について説明をいたします。

別冊となっております水道事業会計予算書第 1 回補正の 9 ページをお開きください。まず収益的収入及び支出のうち支出について説明をいたします。

1 款 1 項 4 目総係費のうち、光熱水費を 106 万 7,000 円増額、委託料を 13 万 7,000 円増額、手数料を 9 万 8,000 円増額するものでございます。電気料につきましては、新庁舎——旧消防局の庁舎になりますが、あそこに電気を通電し、いろいろな電気設備等を点検し、そして今に至っておりますが、通電した結果、電気料金が発生するといったことで今回補正をお願いしたものでございます。

また、委託料につきましては、新たに電話を備えるといったことで委託料を補正したものでございます。

また、手数料におきましては、現在、窓口等の業務委託について、公募型で入札を考えておりますが、入札をする相手につきまして、健全経営がされているかどうか、そういった財務分析等を委託する予定にしております。

それと消費税につきましては、191 万 6,000 円減額をするものでございます。

10 ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち、支出におきまして、1 款 1 項 1 目改

良費のうち工事請負費2,516万6,000円増額するものでございます。これにつきましては、現在、新庁舎の改修工事をしておりますが、改修工事に当初予算で見えなかったもの、あるいは増額されたものについて、今回2,516万6,000円、補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
次に委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長代理（前田和博）議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、上水道課分について説明いたしますので、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

4款3項1目水道費、補正額282万円の増額補正は、右側説明欄に記載のとおり、簡易水道事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計への繰出金です。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
ここで、議案第164号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○水道管理課長（元石功一）特にございませぬ。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時35分休憩

~~~~~

午前11時39分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで本会議に戻します。
以上で、水道管理課及び上水道課を終わります。
御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第167号 平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）議案第167号平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第167号平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず歳出から説明いたしますので、予算書の109ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の事項、公共下水道管理費1,013万5,000円の増額は、平成26年度の消費税確定申告の実績に伴う公課費の増額であります。

次に、歳入について説明いたしますので、108ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金1,013万5,000円の増額は、歳出の補正に対応し、増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第168号 平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第168号平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第168号平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算書の117ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の事項、農業集落排水管理費307万8,000円の増額は、甕島の里のマンホールポンプの非常用発電機の修繕料、下水道汚泥を堆肥化する施設点検のための委託料及び

平成26年度の消費税確定申告の実績に伴う公課費の増額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、116ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金307万8,000円の増額は、歳出の補正に対応し、増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第169号平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第169号平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算書の125ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の事項、漁業集落排水管理費216万7,000円の増額は、平成26年度の消費税確定申告の実績に伴う公課費の増額であります。

次に、歳入について説明いたしますので、124ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目 一般 会 計 繰 入 金 2 1 6 万
7, 0 0 0 円の増額は、歳出の補正に対応し、増額
するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
これより、討論・採決を行います。討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△議案第 1 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内
市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止し
ておりました議案第 1 6 4 号一般会計補正予算を
議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第
1 6 4 号平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予
算のうち、下水道課分について説明いたします。

同じく予算書の 4 2 ページをお開きください。
6 款 3 項 4 目農業集落排水費において、農業集落
排水事業特別会計繰出金 3 0 7 万 8, 0 0 0 円を増
額するものであります。

次に、4 4 ページをお開きください。6 款 5 項
5 目漁業集落排水費において、漁業集落排水事業
特別会計繰出金を 2 1 6 万 7, 0 0 0 円増額するも
のであります。

次に、5 0 ページをお開きください。8 款 5 項
4 目下水道費では、事項、下水道管理費において、
平成 2 7 年 4 月人事異動に伴う人件費の増額によ
り、1 9 7 万 9, 0 0 0 円を増額し、事項、公共下

水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金
を 1, 0 1 3 万 5, 0 0 0 円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
ここで、議案第 1 6 4 号一般会計補正予算の審
査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行
います。

当局に説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）今回、建設水道委員
会の資料を配付してございます。この資料の内容
につきまして、説明いたします。

公共下水道川内処理区の新事業計画区域案につ
いて説明いたします。

公共下水道について、平成 2 8 年度から平成
3 2 年度までの 5 か年で整備する事業計画区域と
して平佐第二地区の約 3 7 ヘクタールを設定する
こととします。

今後のスケジュールは平成 2 8 年 2 月を目標に
下水道法の事業計画変更を行い、平成 2 8 年度か
ら平佐第二地区の污水管路整備、宮里浄化セン
ターの処理施設の増設。これは放水量の増加、施
設のメンテナンスに対応するために行うものでご
ざいます。

資料の 1 ページをごらんください。新事業計画
区域案は、赤で囲ってあります A、B、C の地区
で、区域の詳細は、天大橋へ通ずる市道隈之城高
城線の東側で、純心大学へ通ずる市道平佐吉野山
線からセイカスポーツクラブまでの区域でござい
ます。

2 ページをごらんください。公共下水道の全体
計画区域を 1, 4 3 4 ヘクタールから 7 2 3 ヘク
タールに縮小し、赤く表示している宮里、向田、
川内駅東の平佐の一部、面積 2 5 9 ヘクタールが、
現在整備が終わり、供用開始している区域でござ

います。

整備率は35.8%で、下水道や浄化槽、合併浄化槽などを利用する住民の割合を示す汚水処理人口普及率は、平成25年度末で本市が68.1%に対し、全国平均88.9%で、本市は非常に低い状況で、これからも生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る上でも下水道の計画的な整備が必要でございます。

今回の区域設定については、地区の説明会やアンケート調査などをもとに、単独浄化槽やくみ取りの多い地区、下水道への接続意識が高い地区、水道の使用料が多い地区を選定の重点項目といたしまして、3ページにお示ししている結果などをもとに、現在、供用開始している地区のさらなる接続率の向上にも努めながら、平成28年度から平成32年度までの5か年で整備する事業計画区域案として、平佐第二地区の約37ヘクタールを設定することとします。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 御説明ありがとうございます。川内川から川北地区というんでしょうか——という表現でいいんでしょうか。この川内北中とか、282ヘクタールですね、ブルーになっているエリアなんです。ここについては計画はあるんでしょうけども、その現実的にこれが今後工事が進むという可能性はどうなんですか。

○下水道課長（徳重勝美） この282ヘクタールも都市計画決定を打ちまして、薩摩川内市としては公共下水道で整備したいという地区に設定しておりますが、まだまだ今現在、供用開始している地区がまだ38%でございますので、まだこの右側は、赤く表示してございますこの市道隈之城高城線の平佐側のほうを整備しやすい地区から重点的に整備して、今後また進捗を見ながら、川内川の大小路側のほうにも予算とか財政的な面も考慮しながら検討はしていきたいと思っております。当面はこの平佐地区のほうを整備する方向で今検討しているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚） ありがとうございます。

以前、一般質問か何かの御答弁で、市長が、下水道領域を広げるよりは合併浄化槽の補助金でい

ったほうがコスト的に安いということをおっしゃいまして、この川北地区が、最終的にはそっちの合併浄化槽のほうで行かれるのかなというふうに思っておったんですけども、明確な方針というのは今ないですか、まだ。もしあったら教えてください。

○水道局長（落合正浩） 当初、この下水道につきましては、大きく全体区域を1,434ヘクタールと、もっと広い範囲でございましたけれども、とても近々の年間では整備できないということで、全体区域を723に、まず都市計画区域を縮小しております。

その中で、下水道につきましては、非常に大きなお金と時間を要するというので、住民の方々にもやっぱりある程度法的制約をかけることになることから、今言われますように、大小路地区は都市計画決定は打っているんですけども、実際の事業計画としては、非常にまだ白紙の状態でございます。ですから、今後はやるのかやらないのかということも含めて、もうちょっと判断の時期がそのうち来るのではないかなというふうに考えております。現時点では、なかなか大小路までは手を延ばせないのが実情でございます。

以上です。

○委員（新原春二） 公共下水道の薩摩川内市のおくれは森市長から答弁でよく存じているんですが、現在、平佐地区まで延びていき、今度は2期目に入るんですけども、向田地区、平佐地区の接続率がどうなっているのか。現在、計画的な接続率との関係で、計画的に推移しているのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美） 今現在、赤く表示してございますこの259ヘクタールの接続率につきましては、建物戸数でいきまして、約64%の接続率でございます。まだまだ重点的に、この率を伸ばしていかなければいけないと思っております。これにつきましては、地区の夏祭りに出向いたりとか、あと9月10日、下水道の日という形でございまして、ことしはリブンプラスのところで下水道の相談窓口等も設けてPRを兼ねております。また、FMさつまさんだいの中でも下水道のPRということでしておりますので、私も1%でも接続率が上がりますように鋭意努力しているところでございます。

以上です。

○委員（新原春二）接続率が上がらないと、やっぱり採算ベースに乗っていかないというのはありますので、ぜひ御努力をしていただきたいと思います。今回の平佐第二地区の広げていかれる部分で、住民アンケート等も含めてされていると思うんですけども、大体どのくらいの希望があるんですかね。この広さの中で全体戸数が何百あるかわかりませんが、何百戸の戸数で接続をしたい、もう全戸がしてもらえばいいんですけども、なかなかそう行かないと思いますので。そこ辺の住民のアンケートとか住民の要望なんかも含めて調査はされて、事業展開をされていくと思うんですけど、そこら辺の状況はありますか。

○下水道課長（徳重勝美）ことしの2月に10自治会のところに、下水道とはこういうものですよというまず説明をいたしまして、それから住民のアンケートをとりました。その中で、下水道に今後、今の状況が、側溝が悪臭がしたりとか、そういうのはどうでしょうかというアンケートをとしまして、アンケートの回答率としましては、36%の回答率だったんですが、このようなこのアンケートの結果と、それから住民説明会の出された意見等をくみしながら、この地区を37ヘクタールということで、今回、今後整備する地区ということで決めたわけでございます。

○委員（新原春二）要望にしたいと思うんですが、やっぱり工事をしてから接続をしないというふうになればいけませんので、できれば工事前のある程度の、住民説明会も含めて、住民が納得していただけるような御努力をぜひお願いしたいと思います。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。委員外議員、ないですか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、下水道課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩に入ります。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、会議を再開いたします。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設政策課の審査を行います。

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）審査を一時中止しておりました議案第164号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）建設政策課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

予算資料の27ページをお開きください。2款1項13目地籍調査費において、2,297万3,000円を減額するものであります。補正の内容であります。説明欄記載のとおり、事項、地籍調査事務費及び事項、用地管理事務費におきまして、本年4月1日付の人事異動に伴い、職員給与費等の調整を行うものでございます。

なお、地籍調査事務費の給与費等の減額が大きい理由につきましては、本年4月の機構改革により、建設政策課と用地課が統合され、2名の職員が減となったことに伴うものであります。

次に、46ページをお開きください。8款1項1目土木総務費において、72万円を増額するものであります。補正の内容であります。説明欄に記載のとおり、事項、土木総務費において、本年4月1日付の人事異動に伴い、職員の給与費等を調整するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第164号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、今回は、南九州西回り自動車道の6月議会分の経過と、今後、社会資本整備を推進していく上で重要な要素となっておりますストック効果について御報告をいたします。

建設水道委員会資料、建設部の1ページをお願いいたします。

まず、南九州西回り自動車道阿久根川内道路の関係では、現地測量のための立ち入りに係ります説明会が7月7日に旧西方小学校体育館、7月9日に旧湯田小学校体育館、7月14日に水引中学校体育館で、それぞれ開催されました。

各会場の参加者は、旧西方小学校が68名、旧湯田小学校が53名、水引中学校が62名の合計183名でありました。

今回の説明会は、現地測量に伴います土地の立ち入りの承諾を得るもので、説明会の参加者からは幾つか質問等も出されましたが、土地への立ち入りについての承諾は得られております。また、阿久根市においても同様の説明会が大川、西目、山下の3会場で開催されております。

なお、説明会に来られなかった土地所有者に対しましては、鹿児島国道事務所において、郵送にて承諾のお願いをされたところであります。

次に、7月9日に、阿久根川内道路建設促進協力会の設立総会が開催されております。協力会の構成は、薩摩川内市と阿久根市の市長及び議長、北薩地域振興局建設部長の5名で、会長に阿久根市長、副会長に薩摩川内市長がそれぞれ就任しております。

なお、協力会の目的につきましては、阿久根川内道路の建設に協力し、円滑な事業の促進を図ることとなっておりますが、具体的な活動としましては、事業推進に係る地元調整や国に対する要望活動を主に実施していくこととしております。

実は昨日、当期成会において、上野議長、宮里委員長にも参加いただき、九州整備局への要望を行っているところであります。

また、6月議会の本委員会でも報告いたしましたが、本協力会と鹿児島国道事務所主催によります事業着手式、これ中心杭打ち式というものです

が、これを11月に阿久根市において開催する予定でありますので、議員各位の出席をお願いしたいところであります。

次に、7月16日に、南九州西回り自動車道建設促進協議会並びに同期成会によります中央要望が実施され、鹿児島・熊本両知事及び議長並びに岩切市長ほか沿線の市長、町長など16名が参加しております。要望先は、財務省、国土交通省で、要望先へは小里環境副大臣も同行していただき、財務省では宮下財務副大臣並びに大家財務大臣政務官へ。また国土交通省では、太田大臣並びに徳山技監へ直接要望書を渡して説明しております。

新聞記事は、宮下財務副大臣への要望、右側の写真は太田国土交通大臣への要望のものであります。

以上が南九州西回り自動車関係の経過であります。

次に、資料の2ページをお開きください。これからの社会資本整備を推進していく上で重要な要素となっております社会資本のストック効果について御説明いたします。

建設政策課においては、毎年、南九州西回り自動車道建設促進や川内川改修促進に係る要望を、各協議会、期成会等で行っており、今年度も8月末までに、ただいま説明しました南九州西回り自動車道の要望のほか、川内川改修関係で、川内川河川事務所、九州地方整備局及び本省へ要望を行っております。

これらの要望の中で、今年度からは国は全ての事業において社会資本のストック効果を、要望の際の重要な要素として求めてきております。

これらの社会資本の経済効果には、フロー効果とストック効果の二つの効果があります。資料にも掲載しておりますが、フロー効果とは公共事業を受注した業者の生産活動と材料等の購入、雇用の誘発、所得の増加による消費拡大と公共投資によって、一時的に発生する効果であります。

一方、ストック効果であります。これにつきましては、蓄積された社会資本の供用による生産性の向上、企業立地による民間投資や継続的雇用の増加、新たな観光交流などの経済活動に対する効果や、生活水準の向上、安全安心な生活空間の創出など中長期的にもたらされる効果のことです。

公共事業の効果につきましては、通常、費用対

効果に——B/Cであります——これにより事業の妥当性を評価しておりますが、これから公共事業は、選択と集中が必要であるとして、国では社会資本が本来持つ効果を発揮し、新たな投資、成長を呼び込むストック効果に着目するとのことであります。

このようなことから、ことしの川内川河川改修促進に係ります要望においては、資料の左側のグラフにありますとおり、中郷・瀬口地区の人口が20年間で約3倍に増加したことや、その下の天辰第1地区では、人口が5年間で約1.6倍に増加したことなどを川内市街部改修事業のストック効果として取り上げ、事業の必要性を訴えてきたところであります。昨日の整備局への要望の際におきましても、このストック効果について、しきりに国は言っております。

資料の左下の写真につきましては、この川内市街部改修のストック効果について、国土交通省が取り上げ、全国の一事例として本省のストック効果のパネル展で展示されたものであります。

また、南九州西回り自動車道においても、資料右側のグラフにありますとおり、自動車道の供用区間が延びるにつれて、川内港におけるコンテナの取扱量が10年間で約4.5倍にふえたことや、企業との立地協定締結件数が平成18年度から平成26年度までに累計で25件増加したこと、さらに観光客が9年間で約1.6倍に増加するなど、ストック効果が確実にあらわれてきております。

このストック効果につきましては、国への要望に際してはもちろんのことでありますが、これから社会資本整備を推進していく上で重要な要素であると考えておりますので、今後も引き続き検証していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）**ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）**質疑はないと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

---

△建設整備課の審査

**○委員長（宮里兼実）**次は、建設整備課の審査

に入ります。

---

△議案第152号—議案第158号

**○委員長（宮里兼実）**それでは、議案第152号から議案第158号までの議案7件を一括議題とします。

これらの議案7件については、各公園の指定管理者の指定期間がいずれも平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論・採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

**○建設整備課長（吉川正紀）**建設整備課です。よろしくお願いいたします。

それでは、各農村公園の指定管理者の指定に関する議案第152号から議案第158号までの7件を一括して説明させていただきます。

管理する農村公園の施設管理につきましては、指定管理者制度を導入しており、現在、非公募により農村公園7か所をそれぞれ委託しておりますが、全ての指定管理者の指定期間が平成28年3月31日に満了することから、今回新たに指定管理者を選定しようとするものでございます。

候補者の選定につきましては、指定管理者である各7者から提出がありました。申請書の確認を経て、6月5日に樋脇、祁答院、東郷の支所長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の6名による指定管理候補者選定委員会を開催しました。その結果を受けて、本議案に7件の議案を提出しているところでございます。

まず、議案第152号倉野農村公園の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづりの152—1ページをお開きください。あわせて、議会資料の1ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は、倉野地区コミュニティ協議会で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理候補者の概要は、議会資料の1ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は、議会資料の2ページに記載しておりますので御参照ください。

議会資料の3ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリングを

含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中484点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

次に、議案第153号藤本滝公園の指定管理者の指定について説明しますので、議案つづりの153—1ページをお開きください。あわせて、議会資料の4ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は、藤本地区コミュニティ協議会で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理者の概要は、議会資料の4ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は、議会資料の5ページに記載しておりますので御参照ください。

議会資料の6ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中504点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

次に、議案第154号矢立農村公園の指定管理者の指定について説明しますので、議案つづりの154—1ページをお開きください。あわせて議会資料の7ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は、黒木矢立農村公園管理組合で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理者の概要は、議会資料の7ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は議会資料の8ページに記載しておりますので、御参照ください。

議会資料の9ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中458点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

次に、議案第155号桜渡農村公園の指定管理者の指定について説明しますので、議案つづりの155—1ページをお開きください。あわせて議会資料の10ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は、上手地区コミュ

ニティ協議会で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理者の概要は、議会資料の10ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要を議会資料の11ページに記載しておりますので御参照ください。

議会資料の12ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中460点ということで、総合的に判断して、当団体を次期指定管理者の候補として選定しました。

次に、議案第156号里農村公園の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづりの156—1ページをお開きください。あわせて議会資料の13ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は、南瀬地区コミュニティ協議会で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理者の概要は、議会資料の13ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は議会資料の14ページに記載しておりますので御参照ください。

議会資料の15ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中452点ということで、総合的に判断して当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

次に、議案第157号山田農村公園の指定管理者の指定について説明しますので、議案つづり157—1ページをお開きください。あわせて議会資料の16ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は、山田地区コミュニティ協議会で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理者の概要は、議会資料の16ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は17ページに記載しておりますので御参照ください。

議会資料の18ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリング

を含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中476点ということで、総合的に判断して当団体を次期指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議案第158号東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづり158—1ページをお開きください。あわせて議会資料の19ページをごらんください。指定管理者に指定する団体は、藤川特産品販売所管理組合で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。

指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。指定管理者の概要は、議会資料の19ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は、議会資料の20ページに記載しておりますので御参照ください。

議会資料の21ページをごらんください。選定委員会を6月5日に開催し、候補者のヒアリングを含め、厳正な審査を行った後で採点した結果、600点中448点ということで、総合的に判断して当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審査方をお願いします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）1点。それぞれの指定管理の方について、この採点、評価の点数をつけてあるんですけど、それぞれにいろんな点数がついてるんですが、この差というのは結局どういうところに出てくるんでしょうか。例えば、掃除が完全じゃないとか、やっぱそういう、現象としてはそういうところに出てくるんでしょうか。

○建設整備課長（吉川正紀）採点としては、そういうところの採点は出てきていません。実際、指定管理をやってもらう段階での採点ですので、その今からしようとする意欲とか、事業計画なり、そういうところの中の判断で、一応皆、委員の方々のそれぞれの点数ということで出てきております。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより、討論・採決を行います。

まず、議案第152号倉野農村公園の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第153号藤本滝公園の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第154号矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第155号桜渡農村公園の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第156号里農村公園の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第157号山田農村公園の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第158号東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時休止し

ておりました議案第164号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○建設整備課長（吉川正紀）** それでは、議案第164号建設整備課分の補正予算について、説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の47ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費ですが、22万2,000円の増額であります。補正の内訳は、右側説明欄に記載のとおり、一般道路整備事業費は、職員の異動等に伴う増額です。また、川内地域踏切改良拡幅事業、網津踏切ですが、これにつきましては、国からの補助事業における補助内示額が要望額より減額されたことに伴い、財源調整を行っております。

次に、49ページをお開きください。8款5項2目街路費ですが、建設整備課分は、304万円の減額であります。補正の内訳は、右側説明欄に記載のとおり、駅前白和線整備事業費について、補償金などの算定により減額するものです。

次に、50ページをお開きください。8款5項5目公園緑地費ですが、1,674万7,000円の増額であります。

補正の内訳は、右側説明欄に記載のとおり、公園管理事業費は東郷平和公園の法面が6月の降雨により一部崩壊したため、崩壊対策のための測量、設計、業務委託料と寺山憩いの広場第1駐車場横のトイレに、利用者からの要望の多かった洋式トイレを、男女それぞれ一つずつ設置する工事請負費を計上しました。

また、三堂公園整備事業費につきましては、職員の異動に伴い、1名増による増額です。

続きまして歳入について説明いたしますので、前に返っていただき、16ページをお開きください。15款2項6目土木費補助金、建設整備課分について説明いたします。

整備課分は4,530万9,000円の減額であります。1節道路橋梁費補助金、建設整備課分は、右側説明欄に記載の2段目の社会資本整備総合交付金で、1,375万円の減額になります。これは川内地域踏切改良拡幅事業で、国からの補助事業内示に伴う対象事業費が減額されたことにより減額するものです。2節都市計画事業費補助金のうち、建設整備課分は、右側説明欄に記載の社会資

本整備総合交付金で、3,155万9,000円の減額です。これは駅前白和線整備事業費で、国からの補助事業内示に伴う対象事業費が減額されたことにより減額するものです。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたしますので、8ページをお開きください。先ほど農村公園の指定管理者の指定について審査していただきましたが、これらは全て委託料制の施設であり、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。

恐れ入りますが、12ページをお開きください。表の一番上の倉野農村公園から、7番目の東郷藤川ふれあい公園について、今回補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査方お願いします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで議案第164号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

**○建設整備課長（吉川正紀）** 先月の台風15号に伴う建設整備課が所管する施設の被害状況について報告いたします。

75か所の公園などの倒木がありました。約590本ぐらいの木が倒れまして、主に桜が大半を占めていたところ。また、施設については、東屋の屋根部分やフェンスなど、施設で39か所が台風により被害がありました。

川内地域の街路につきまして、植えられている街路樹なんです。倒木が多くて、朝、車が通行できないということで、朝早くから農業、土木業者のほうから率先して出てもらって倒木等の除去をしてもらって、交通開放ができたと思っております。

また、総合運動公園の上池周辺などが相当な被害を受けまして、一応公園の周辺の倒木は完全に終わったところ。また、残りの公園などにもついて、今早急に土木業者、造園業者のほうに倒

木等の除去などをお願いしているところです。

以上です。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 2点ほど伺います。事業の進捗率についてをお知らせください。先ほど網津踏切の関係で国の予算が削られるという話がありました。それで、予算の組み替えをしたということなんですが、網津踏切はなかなか広がらない実態がありますので、そこら辺の実態と、先ほど駅前白和線のことをちょっと予算で話がありましたが、そこら辺の実態をお知らせください。

**○建設整備課長（吉川正紀）** 網津踏切の件なんです。おれんじ鉄道との委託の関係は終わりました。そちらのほうは順調にしております。それと踏切付近の工事のほうも発注も終わったところです。あと網津のほうについては、交差点、3号線との取り付けの工事と舗装が残っている状況ですので、あとは早くうちのほうが踏切の付近の工事を済まして、おれんじのほうも踏切の拡幅の工事をするということですので、来年の3月までには終わる予定でいます。

駅前白和線のほうなんです。工事発注が昨日ありました。仮設道路の発注がありましたので、また仮設道路を来年の2月ぐらいまでには完成しまして、仮設道路に切りかえていきたいと思っております。この駅前白和線のほうも国の補助金がつかなかったんですけど、財源のほうに合併特例債をちょっと充ててもらって、この駅前白和線の進捗が図られるように財源を調整してもらったところです。

以上です。

**○建設部長（泊 正人）** 全体的な話で少し補足をさせていただきますが、今新原委員のほうから、国の内示が少なく組み替えをしたりということがありまして、全県的にかなり低い内示額でありました。後ほど都市計画課のほうで都市計画課長が詳しく説明をすることになっておりますけれども、前年度に比べてもかなり低い内示率で、本市につきまして、この辺が区画整理、あるいは維持の長寿命とか、橋梁長寿命とか、都市計画課の中郷五代線とか全部をひっくるめての配分をすることで庁内で調整をしまして、一番影響のないところを待ってもらって、区画整理であるとか、駅前

白和だとかには本年度、余計に対応したというようなことですので、あとの各課でも、そういう国の内示が少なかったという説明が来ると思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設維持課の審査に入ります。

---

#### △議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止しておりました議案第164号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一郎）それでは、議案第164号一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の47ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費でございます。右側の説明欄をごらんください。317万8,000円の増額につきましては、職員の異動に伴う給与関係の調整による増額でございます。

続きまして、48ページをお開きください。8款2項4目橋梁維持費でございます。右側の説明欄をごらんください。2,900万円の減額につきましては、防災安全交付金の国からの内示額が減額になったこと、橋梁の補修設計及び点検業務委託費の増額に伴い、委託料と工事請負費の組みかえを行う減額でございます。

続きまして、61ページをお開きください。11款2項1目現年公共土木災害復旧費でございます。右側説明欄をごらんください。432万9,000円の減額につきましては、職員の異動に伴う給与関係の調整による減額でございます。

歳出が終わりまして、続きまして歳入について御説明いたします。前のページの16ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金でございます。建設維持課分につきましては、1節橋梁費補助金の説明欄をごらんください。防災安全交付金

1,595万2,000円の減額につきましては、これは先ほど歳出のところで御説明いたしました橋梁の補修に関する予算で、国からの内示額が減額になったことに伴い、歳入を減額するものでございます。補助率につきましては55%でございます。

以上で、建設維持課分に係る一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）今ほど道路橋梁費の補助金が減額になったということで、この橋梁については、本市は長寿命化の一環で、市内にある100か所以上の橋梁の点検をして、少しずつこの整備をしていくということをやっておられるわけですけど、こういうふうに国からの助成金が減額されるということは、その辺の長い計画に障害は出ないのか、教えてください。

○建設維持課長（永田一郎）今回、国からの予算につきましては、当初の要望申請につきましては2億9,000万、それに対しまして、内示額が2億6,100万。基本的に2,900万の減ということで、一応内示額を受けたわけなんですけど、この部分につきましては、今回の本年度の部分について、2,900万の落とした額で工事もしくは補修の設計、そういう部分を賄っていこうかなと思ってますんで。あと来年度以降の部分で、その巻き返しだったりとかそういう部分を考えていきたいと考えております。

○委員（谷津由尚）もし来年も減額になったらどうなるんですか。

○建設部長（泊 正人）一番危惧するところは、そこなんですけれども。ただ現在の国土交通省の考え方といたしましては、つくるというよりも直すということで、こういう長寿命化に対して、かなり重く考えてもらっておりますので、県を通じたりいろんな要望活動の中で確実に予算を確保できるような活動をしていきたいと思っております。

ただ、谷津委員おっしゃるように、そういう減額減額で来ると、当然、期間は延びていくことになりますので、そこはやはり危険度の高いところを優先した形で順送りすることになっていくだろうと思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第164号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗） 今回の台風15号による被害状況及びその後の8月29日から30日の豪雨による被害状況について御説明を申し上げます。

まず台風15号による被害状況でございます。

今回、私どもが管理しています市道、その倒木による道路被害が613か所ございました。9月15日をもって、九電、NTTさんの協力をいただきまして、9月15日に通行止めを全て解除したところでございます。公共災害につきましては、河川護岸の崩壊が2か所ほどございました。それと水防倉庫がございます。その中でも4か所、屋根、あと壁に被害を被っております。

それと台風15号後の8月29日から30日におきまして、雨が降りました豪雨による被害状況でございます。公共災害が5か所ありました。法面の崩壊が2か所、路肩の崩壊が3カ所ということで、東郷に1か所、下甌に4か所被害を受けております。それと市管内全体で単独災害を約50か所ほど、法面の崩壊と路肩の崩壊等について被害を受けたところでございます。

被害の状況につきましては、以上でございます。

最後に、今回受けました災害箇所の早急な復旧に、これからは努めていきます。それとあとは、また今後、台風災害等が発生するおそれがございます。これまで以上に迅速な対応に努めるとともに、日ごろより適切な道路河川等の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 所管事務について1点質問します。

今回の台風の被害には、本当に大変な努力で復旧をされましたことに、まずもって感謝申し上げます。

約15年ぶりぐらいなんです、この大きなのが、ちょうどこの甌島のあたりを通って、一番条件の悪いコースを大きなのが通ったという、約15年ぶりぐらいに來たわけですけど。で、今回の被害があつて、何が言いたいのかといいますと、やはりその10年以上たつと、木というのは大きくなって、当然台風が來たときに倒れやすくなるというのがあるものですから、今回のことを教訓にして、ちょっと市有地ではなくて民有地になってしまうんですけど、その辺からの倒木が危なそうな木があつたら日ごろからちょっと切らせていただくとか、そういう予防保全という動きというのはどうなのでしょう。検討のテーブルにも乗らないのでしょうか。

○建設維持課長（永田一朗） 私どもが市道、あと里道という部分を管理してございます。その周辺にそういう形で倒れそうな木があるということで、地元の方とか、自治会の方、あと地区コミからもそういう形で要望がございます。そういう部分については、何か所かはその当初予算の維持管理費の中で、前もってそういう危険な箇所については、地元の要望を受けた部分については、何か所かは処理しているところもございますので、そういう形で地元要望からだけではなくて、道路パトロールした中で、ここはちょっと危険だなというところについては、また地元のほうとも調整させていただきながら、事前にその倒木被害を受けないような形のものができればという形では考えてございます。

○建設部長（泊 正人） あくまでも個人の木なんですけれども、市長がちょっと話をしたんですけれども。今回も切った材木、丸太を中パさんが引き取ってもらったりもしておりますので、やはりそういう木質バイオマスの関係で、「くれるよ」というようなのがあれば、中パさんが道路脇の最前列ぐらいでも切って、処理をされていけないのかなというようなことで、また御相談をしてみたいと思います。そういう企業を使わないと、市の費用で個人の木を切つてというのは、なかなか厳しいと思いますので、そういったいろんな角度から検討はしてみたいと思います。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

---

△都市計画課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、都市計画課の審査に入ります。

---

△議案第159号 財産の取得について

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第159号財産の取得についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第159号につきまして、御説明申し上げます。

議案つづりその1、159—1ページをお開きください。

議案第159号財産の取得についてでございます。川内駅西口駐車場につきましては、年間約5万台の利用により、約3,000万円の使用料収入がある施設であり、利用者に対して適切なサービスを行う必要があります。

そのような中、現在の川内駅西口駐車場の入室庫管理システムにつきましては、平成16年3月に設置され、10年が経過している状況であり、現時点で全く作動しなくなるなどの大きな故障はないものの、経過年数を考えた場合、いつ故障が起きてもおかしくない状況でございます。

しかし、そのような場合、機器が古く、部品の代替品がなく対応できない状況で、利用者への著しいサービスの低下が懸念されるため、今回入室庫管理システムの更新整備を行うものでございます。

取得する財産は駐車場入室庫管理システム一式、取得価格は消費税込みの2,916万円で、取得の相手方といたしましては、株式会社IPGとしております。

なお、システム一式の概要につきましては、次のページ、159—2ページに記載しておりますが、駐車場発券機2台、自動料金精算機2台のほか、ごらんのとおりの機器構成となっております。

以上で、議案第159号財産の取得についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）取得自体にそれは何も問題はないんですけども、この機械の発注の場合に、お金を入れるところが何も受け皿がなくて、受け皿が小さいのがあるんですけど、落としてとろいとろいしている人が多いんですよ。それで大きな皿がありますよね。もうお金も投げ込み方式、あの方式にしてもらえないかということなんですけど、余り大きなのは車に当たるので、大きなお金をばっと投げ込んだらざっと入っていくようなその方式があると思うんですけど、そこら辺になってるかなってないかわかりませんが、そこら辺はわかりますか。

○都市計画課長（山村昭一郎）今の発注の状態としましては、そうなのはございません。同額もしくは若干の負担、もしくは減額でできるのかどうか、今後ちょっと検討はしてみたいと思います。

○委員（大田黒 博）あわせて、せっかくやりかえるんだったら、今出ましたのを含めて、入室は問題ないと思いますけど、出るときに、出庫のときに切りかえをされるとか、祁答院から来て、回数は使わないんですけどもよく聞くんです、切りかえしたりするとかですね。そういうのを解消できないかと思うんです。やっぱり鹿児島あたり行くと改良はされてます。よく精算するときですよ。だから、その辺を職員の皆さんに聞かれればわかるんじゃないかなと思うんですけども。切りかえをしないような、どうせやりかえるんだったら、これだけかけて、その辺を含めたものを総合的に見ていただきたいなと思ってます。

以上です。

○都市計画課長（山村昭一郎）ちょっと駐車場の広さの問題もございますので、確実にできるとは言いきれないところもあるんですけども、そこも含めて検討もしてみたいと思います。少し前に出すとか、そういうふうなところもあろうかと思いますが、あわせてちょっと検討はさせていただきたいと思います。

○委員（川畑善照）これは何年目になるのか知らんですけど、購入するのとリースのほうと、それからメンテナンスというか、何年補償なのか、それなんかはどんななってるのかということと、それから中が満車になった場合は、満車システム

もちろんついてるんだと思いますが、全て含めて購入して故障・事故が起こった場合に、これ全部市のほうでまた面倒見るのか、リースのほうが割安になるんじゃないかなと思ったもんですから。それいかがですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）主幹のほうにちょっと説明をさせていただきます。

○主幹（鍋倉省司）川畑委員の質問にお答えしますけれども、購入とリースとしますと、当然リース率がかかってきますので、今回2,916万ほどの購入費になっておりますけれども、これが減価償却の関係で、リース期間は6年ほどになります。6年ほどになりますと、総リース率が3,400万ほどになりますので、340万、350万前後のリース料が含まれてきてまして、やっぱり購入のほうが格安になるということになります。

メンテナンスにつきましては、指定管理のほうで、今、まちづくり薩摩川内が指定管理を行っているわけですが、その指定管理の中で、アマノという株式会社に――機器の販売会社がありますけれども――年間240万ほどのメンテナンス費用でメンテナンスをしております、故障については即座の対応ができるようになっております。

あと機器の故障等になりますと、当然購入になれば、市のものですから市で対応することになりますけれども、ただ今までも非常に故障が少なかった物件でありますので、今後も室内に置かれた器具ですので故障はないのかなというふうに考えます。ただ車でぶつけられて、車の保険で対処をしていただくという事象は何回かあってございます。

以上です。

○委員（川畑善照）満車はもう自動的に表示されるんですね。

○主幹（鍋倉省司）満車は、今回更新によりまして、今まで文字を回転させて表示する、例えば、バスの行き先の回転式の表示でしたけれども、今回、デジタル方式にしまして、利用者の方々に見やすい表示方式に変えるということしております。

ただ、月極めと時間貸し・日貸しがありまして、月極めが入らない場合が、空いてるようなふうに見えまして、空いてるのに満車状態になってると

いう苦情を受けておりますので、そこは月極めの利用者の方が入らないことによって空きスペースが出ておりますので、月極めの方が利用される場合の台数をカウントした上で満車表示をしておりますというような御案内はしております。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第160号 川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第160号川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第160号につきまして、御説明申し上げます。

議案つづりその1、160―1ページをお開きください。議案第160号川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定についてでございます。

川内駅西口駐車場の指定管理につきましては、現在、株式会社まちづくり薩摩川内が指定管理者として業務を行っておりますが、さきの6月議会の当該委員会でも御報告させていただきましたとおり、株式会社まちづくり薩摩川内より指定管理者の辞退の申し出があり、法人合併後の10月1日以降は、株式会社薩摩川内市観光物産協会が存続法人として、その一切の業務を引き継ぐことになるため、指定管理者の選定を行ったところでございます。

中ほどの指定する期間であります、平成27年10月1日から平成30年3月31日までの2年6か月を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理の内容等につきまして、議会資料で御説明させていただきますので、議会資料の22ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要でございますが、川内駅西口駐車場、川内駅西口第2駐車場、川内駅前大型バス駐車場、市営第1駐輪場、市営第2駐輪場の5施設でございます。

2の指定管理者に行わせる業務でございますが、施設の維持管理、施設の運営でございます。

3の指定管理候補者の概要でございます。株式会社薩摩川内市観光物産協会につきましては、薩摩川内市の観光振興に寄与することを目的とし、(7)に記載されています事業を行っている平成25年4月に設立された団体でございます。

次の23ページをお開きください。事業計画の概要は表のとおりでありますので御参照ください。

5の非公募による選定の理由でございますが、10月1日の合併により、株式会社薩摩川内市観光物産協会が株式会社まちづくり薩摩川内の一切の業務を引き継ぐことから、合併後の運営法人においても運営実態の継承及び事業の同一性が保たれることが確認できたため、非公募による選定としました。

次に、24ページでございます。6の選定経過の概要でございますが、平成27年7月9日に指定管理候補者選定委員会を開催し、委員としましては、3名の内部委員のほか、地元代表者として平佐西地区コミュニティ協議会会長、鳥追自治会長、中心市街地活性化関係有識者である国土交通省川内川河川事務所川内出張所長の3名を外部委員として、計6名で審査いたしました。

(4)の選定の理由でございますが、薩摩川内市営駐車場の機能や役割を十分理解して、事業計画書において、現実的かつ適切な提案がなされており、効果的、効率的な管理運営が期待できることから、薩摩川内市営駐車場指定管理者の候補者として適切、適当であることを判断したものでございます。

次の25ページには審査の採点結果表を添付しておりますので、御参照ください。

なお、債務負担行為につきましては、平成24年第6回補正予算において、設定期間を平成25年度から平成29年度までとして既に議決いただいておりますが、今回は設定した期間内での指定管理者の変更であることを申し添えます。

以上で、議案第160号川内駅西口駐車場等の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（新原春二） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止しておりました議案第164号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎） 議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課に係る、初めに歳出についての御説明を申し上げますので、予算書、予算に関する説明書の49ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。事項、都市計画総務費において、本年4月の一般職員の人事異動に伴い、当初予算で計上していた一般職12人が11人の1名減になったことなどにより、職員給与費等852万3,000円を減額するものでございます。

次に、同じく2目街路費は、事項、中郷五代線整備事業において、都市計画道路中郷五代線の肥薩おれんじ鉄道との立体交差部の道路整備については、肥薩おれんじ鉄道株式会社と九州地方整備局並びに本市との三者協定を締結し、工事委託により整備することとしており、継続費を設定する本年度の事業費として、実施設計、積算等に係る委託料1,000万円を追加計上するものでござい

ます。

また、特定財源である国庫補助金につきまして、当初、2億3,375万円の配分を県へ要望しておりましたが、社会資本整備総合交付金として県に示達された総額が少なかったことや、また県から市町村への配分においても、今年度完了する他市の事業への重点配分等がなされたことにより、中郷五代線に関する国庫補助内示額が3,300万円となったことから、土地購入費2億8,500万及び道路築造工事費負担金3,900万円を、それぞれ減額するものでございます。

なお、減額した土地購入費については、当初予定していた大型物件の土地開発公社への引き渡しが来年度になる見通しとなったこと、また工事負担金については、川内川河川事務所が行う引堤事業の進捗に合わせた調整により、全体事業工程への影響はないものと考えております。

続いて、歳入について御説明いたしますので前に戻っていただき、16ページをお開きください。15款2項6目2節都市計画事業補助金は、中郷五代線整備事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴い、2億75万円を減額するものでございます。

次に、継続費について御説明いたしますので前に戻っていただき、6ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費において、中郷五代線立体交差部整備事業として、総額1億4,600万円を、表のとおり平成27年度から平成29年度までの年割額とする継続費を追加設定するものでございます。

中郷五代線整備の道路築造整備につきましては、九州地方整備局の受託合併工事により整備する基本協定を締結し、拡幅改良部分に係る負担金を支出して平成26年度から着手しているところでございますが、歳出でも説明いたしましたとおり、肥薩おれんじ鉄道との立体交差部との区間につきましては、三者協定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社が整備することとし、工期が平成29年度までの3か年となることから、継続費として設定する必要が生じたものでございます。

また、立体交差部の全体事業費は3億6,500万円を見込んでおりますが、九州地方整備局と本市の工事委託額につきましては、幅員の比率方式により、九州地方整備局が現道の市道山田島五代線のつけかえ道路相当分となる全体額の

60%の2億1,900万円を、本市が拡幅改良部分である全体額の40%の1億4,600万円を、それぞれ負担することとして、三者での協定を締結する予定でございます。

なお、全体計画の財源内訳につきましては、同じく予算書、予算に係る説明書66ページの継続費調書を御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第164号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎） 所管事務調査につきまして、2件報告をさせていただきたいと思っております。

まず1件目は、中郷五代線整備事業の現在の状況、これを図面を用いらせてちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実） はい、どうぞ。

○都市計画課長（山村昭一郎） まず、この中郷五代線整備事業の現在の状況でございます。現在、土地開発公社に業務委託している用地の取得状況は、平成27年8月末現在で、用地契約の面積ベースで93%となっており、本年度末を目標に太平橋までの用地買収を行う予定で進めているところでございます。

工事の進捗状況でございます。全体区間が1,100メートル、この天大橋のところから太平橋のところまで1,100メートルでございます。このうち昨年の7月に九州地方整備局と合併受託工事に係る基本協定を締結し、川内川河川事務所の施工により、これまで天大橋の下流の240メートルと現在の田原病院のあるところの付近の90メートル、合わせて330メートルが工事済みというような形になっております。

本年度の進捗につきましては、この天大橋の上下流の120メートルの区間を今年度また施工するというふうなところで、今河川事務所のほうが工事発注手続に入っているというふうなところでございます。一応3月末を目標に発注をかけて工事を終わらせるというふうなところで、そうなった場合につきましては、現在の中郷五代線、上流から向かってきまして、今のこの河川事務所があるところの市道までがもう連続して完成するというふうな形になってきますので、この工事の完成後につきましては、その区間の供用開始をしたいというふうに考えているところでございます。

今後の予定につきましては、川内川河川事務所の引堤工事とまたあわせまして、進捗を図っていくというふうなところでございますけれども、平成30年度を目標として、太平橋までの区間を終了させていきたいというふうに考えているところでございます。

また、今後工事が進むにつれて、地域の方々の意見もいろいろ出てきようかと思っておりますので、皆様の話を聞きながら、地域の方の御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。これがまず1点、中郷五代線の現在の状況についての報告でございました。

続きまして、2件目の報告でございます。都市計画マスタープラン策定に係る現在の状況について御説明を申し上げます。

委員会資料の3ページをお開きください。昨年の12月議会の委員会におきましても報告させていただきましたが、昨年10月に行った都市計画区域の変更に伴い、現在、都市計画マスタープランの見直し作業を進めているところでございます。

策定に係るスケジュールを、この3ページのほうに記載していますが、庁内の関係課による会議、それから各地域別に分かれて住民とのワークショップ、それから学識者による策定委員会を踏まえまして、現在は都市計画マスタープラン素案に関係課に文書内容の確認を行っているところでございます。

ワークショップでは、さまざまな意見が出され、共通した意見としましては、安全安心な生活道路の整備、それから主要な幹線道路の整備などの道路整備や身近な公園に対する整備等に関する意見が多く出されました。また、中心市街地の活性化

を望む声や、水害に対する河川整備等につきましても、多く出され、方針案としてはおおむね反映できているものと考えております。

次ページをお開きください。4ページでございます。このマスタープランにつきましては、地域別構想を策定する必要がございます。この地域別の構想につきましては、この地域別を設定するに当たりまして、地域の区分というのを行う必要がございます。右上の図につきましては、平成18年度に作成しました現在の都市計画マスタープランの地域区分で、都市計画区域内を12の地区に区分して方針を策定しておりました。今回は、その下の図になりますが、地形条件、それから土地利用のタイプ、将来の都市構造を踏まえて、また市内の中心を流れる川内川で分けることなく、そこを含めた形での7つの地域に区分し、方針を立てるというふうなところで今進めているところでございます。

申しわけございません。もう一回3ページのほうに戻っていただきまして、今後のスケジュールというふうなところでございますが、この10月末に再度学識者による第3回の策定委員会及び都市計画審議会への意見聴取を行い、11月より都市計画マスタープラン素案に対しまして、さらなる住民意見の反映を図るため、薩摩川内市パブリックコメント手続実施要領の規定に基づき、パブリックコメントを実施する予定としております。その後、パブリックコメントでいただいた意見について取りまとめ、整理を行った上で再度策定の委員会、それから都市計画審議会を経て、今年度末に都市計画マスタープランの策定を行いたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、都市計画マスタープランに係る現在の状況につきましての説明は以上となっております。

以上でございます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** この都市計画マスタープランについて、特に、各論になるんですけど幹線道路の環境なんです。二つあって、よく言われるのが、原発があるのに何で外灯が少ないのかというのと、もう一つは、街路樹が、やはり必要なところで街路樹があるといいなというところもあれ

ば、街路樹にスズメとか鳥が来るんで枝を切ってほしい。あるいはその交通確認上、目隠しみたいになってしまうんで切り取ってほしいとか、いろんな情報があって、この辺は何らかのこのマスタープランですから、統一したルールをつくってでも、既存のルールとよく整合はとらなきゃいけないんでしょうけど、何らか新しい幹線道路に対しては、こういう方針で行くみたいなのを整備すべきじゃないのかなと思うんです。その点については、そういうちょっと各論になりますが、こういう点については何かありますか。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** 都市計画マスタープランにつきましては、今委員もおっしゃられましたように、ワークショップの中でもやっぱり「外灯が欲しい」だとか、樹木につきましても、「あったらいいね」というふうな御意見もあったり、また今委員もおっしゃられたように、「ちょっとあり過ぎるよね」というふうな意見も、さまざまございます。それらを踏まえまして、方針として、例えば、街路灯の設置を図っていきましてというふうな大きい方針をつくるような形でございます、都市計画マスタープランにつきましては。その部分については、おおむね反映できているのかなと。

ただ、じゃあそこに書いたからいいのかというだけの問題じゃなくて、じゃあそこに具体的なところにつきましては、また今後、その関係各課含めて、じゃあどういふような施策をとっていくんだというふうな具体的話し合いというか、施策に対するものを、また考えていく必要があるというふうなものでございます。

**○委員（谷津由尚）** ということは、一応この策定が、平成28年の3月の予定ですね。その既存のルールとの整合を図るというのは、それ以降というような認識でよろしいですか。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** 平成28年度以降、それはもう今から始めても、その具体的なルールづくりというものが、それは今ちょっと既存であるかどうかわかんない、ちょっと申しわけございません、わかんないんですけども。既存であれば、それをどうやって見直していくか、もしくはなければどうやってつくっていくかというものを、例えば街路灯でいけば維持課も関係してきますし、整備課とかも関係してくると思いますので、新エネ課なんかも関係してきたりすると思

います。その中で話し合っていくようになるかなというふうに考えております。

**○建設部長（泊 正人）** 街路灯、外灯については、非常に示しやすいと思いますが、街路樹については、どうもあっち行ったりこっち行ったりということでもあります。この間の北中校区の懇話会でも、天大橋通りの楠を切ってくださいというような話もあるんですが、逆にその辺に生活されていない方は、いい木陰があるなという雰囲気なんですけれども、そこに住んでいる方々はたまったもんじゃないというような、二つの意見が交錯して、これについてちょっとマスタープランもそうなんです、別の角度からもちょっと検討をして、早い時期にしていけないといけないということで、うちでもちょっと大きな課題となっているところです。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △区画整理課の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次は、区画整理課の審査に入ります。

---

#### △議案第170号 薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第170号薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第170号天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容について、歳出から説明させていただきます。予算書、予算に関する説明書の138ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、1,319万7,000円の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。給与の308万1,000円、職員手当等162万4,000円、共済費69万2,000円は、職員の給与の増減及び異動等により給与調整を行ったものであります。工事請負費の780万円につき

ましては、新立山橋の上部工架設に伴う内示額の減額により、上部工の架設が困難となったことから、今回工事請負費を増額しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、133ページをお開きください。3款1項1目国庫補助金3,722万4,000円は、社会資本整備総合交付金の内示額に伴い、減額するものであります。

次に134ページをお開きください。4款1項1目県補助金99万8,000円は、社会資本整備総合交付金の内示額に伴い、減額するものであります。

次に、135ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金441万3,000円は、歳出の補正に伴い、財源調整により増額するものであります。

次に、136ページをお開きください。6款1項1目繰越金420万6,000円は、前年度繰越金であります。

次に、137ページをお開きください。8款1項1目土地区画整理事業債4,280万円は、内示額の減額に伴い、合併特例事業債を増額するものであります。

次に、130ページをお開きください。第2表地方債補正については、起債対象額の増額に伴い、限度額の変更をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 1点質問します。今現在、大小路側の川内川の堤防の引堤工事とあわせて、今後、天辰の第二工区というところに入っていくわけですが、御存じのとおり、今現在、社会資本整備交付金が減額されとかいう状態の中で、今回、東北のほうでも大変な実は大水害がありまして、向こうのほうの河川に対する国の投資というのも、どんどん激特事業になっていくとは思いますが、そうなった場合に余計にこっちに來る交付金いろんな形で減らされるのではないかとこの心配もあって、もしそうなった場合に、今天辰の第二工区にしても非常に長いスパンで計画されてると思うんですけど、もう必然的にそれがもう延びていくという形になるんですよね、もし

今以上に減っていくと。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 基本的に、ことしの内示額につきましては、予算について47.5%ということで来ておりまして、国がなかなかオリンピック、そういう関係で非常に厳しいという中で、今年度につきましては、上部工をどうしてもかけたいということから、内示額ではちょっと足りないということで、9月補正で合併特例債を活用させていただいたということで。従来であれば、予算の範囲内で事業を進めていくということから、当然、事業延伸もせざるを得ないという状況になってくるということでございます。

ついでに天辰二地区につきましても、今後事業計画を進めていくわけですが、国としましては、10年で大体事業計画を進めていくわけなんですけども、状況によっては15年というのもやむを得ないのかなというような話もありまして、今後その辺につきましては、協議を進めていきたいというような形で考えております。

以上です。

**○建設部長（泊 正人）** 先ほどと同じ、予算が減れば延びるという話もあるんですけども、ただ川内川河川事務所としては、今大小路をやっていますけれども、次の天辰に入るまでにあけたくないと。とにかく入りたい、やっぱり事務所としても予算は取りたいということで、非常に躍起になっておられますので、その辺はやっぱり九州で2番目の大きな事務所でもありますし、そこには大きく期待はしているところでございます。

**○委員長（宮里兼実）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第172号 薩摩川内市川内駅周辺

地区土地区画整理事業精算事務特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第１７２号薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業精算事務特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第１７２号薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業精算事務特別会計補正予算について御説明いたします。

補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。予算書、予算に関する説明書の１６６ページをお開きください。

１款１項１目精算費について、２０万１,０００円の減額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。平成２７年度以降予定しておりました精算徴収金について、地権者と協議の結果、平成２６年度中に全て一括納付されたことから、今回、精算事務に係る事務費１万円と一般会計繰出金１９万１,０００円を減額するものであります。これにより、本年度会計上の予算整理を行い、精算事務は終了となります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき、１６３ページをお開きください。

１款１項１目精算徴収金２１万円は、先ほど説明しましたとおり、平成２６年度中に精算徴収金が一括納付されたことにより、今回、精算徴収金を減額するものであります。

次に、１６４ページをお開きください。３款１項１目一般会計繰入金１万円は、歳出の補正に伴う財源調整により、減額するものであります。

次に、１６５ページをお開きください。５款１項１目繰越金１万９,０００円は、前年度繰越金であります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑がないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１６４号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止しておりました第１６４号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、区画整理課の補正予算について御説明申し上げます。

まず初めに、歳出について御説明申し上げますので、５０ページをお開きください。

８款５項３目土地区画整理総務費であります。備考欄をごらんください。天辰第一地区土地区画整理事業特別会計及び川内駅周辺地区土地区画整理事業精算事務特別会計の補正に伴い、一般会計から繰出金４４１万３,０００円の増額と１万円の減額をするものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、２０ページをお開きください。

１９款２項１９目川内駅周辺地区土地区画整理事業精算事務特別会計繰入金１９万１,０００円は、先ほど説明しましたとおり、平成２７年度以降の徴収金を平成２６年度収入したことから減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第１６４号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） それでは、天辰第一地区、二地区並びに川内駅周辺地区の進捗状況について、御説明申し上げます。

まず天辰第一地区についてですが、事業進捗ベースでございますけれども88%でございます。繰越予算につきましては、10月中に全て発注する予定で現在進めております。新年度予算につきましては26%の進捗ですが、10月に新立山橋上部工を発注することにより、約70%程度の進捗を見込んでおります。

本年度の工事進捗状況ですが、第2立山橋の下部工が9月に完成し、10月中に第2地区立山橋並びに新立山橋の上部工の着手となっております。あわせて、橋梁周辺の造成や道路築造工事ほか、ため池公園整備工事を現在行っております。

また、天辰寺前古墳公園につきましては、平成28年の1月ごろの供用開始を目指して整備中であり、文化課が所管する古墳——石室でございますけれども——のレプリカ製作についても、間もなく着手するとのことでございます。

純天下の大街区57ブロックにつきましては、整地工事を完了し、現在地目変更——農地でございますが、農地から宅地への手続を行っております、10月中には地目変更が完了する予定でございます。

また、天辰第一地区の事業計画実施計画変更につきましても、第二地区との兼ね合いから事業期間を平成31年まで3年間延伸する方向で県と協議を進めているところでございます。

また、保留地処分金につきましても、8月24日に評価委員会を開催し、保留地価格の見直しを行い、新規5区画を含め、9区画を9月25日の広報紙に掲載し、売却の公募を9月29日から開始いたします。約1億円の保留地処分金を予定して、販売を進めていく予定でございます。

天辰第二地区でございますが、都市計画変更及び環境影響評価の評価書案について、去る8月21日付で都市計画決定がなされ、環境影響評価書確定の公告縦覧を1か月間、9月24日をもって全ての手続が完了いたします。事業計画、実施計画策定につきましては、新規事業採択に向け、事業計画及び実施計画案を作成し、今後、年内をめどに県と下協議を行い、国との協議を進めていく予定でございます。

先ほども話がありましたように、事業的になかなか厳しいということから、期間的には若干半年以上かかると予想しておるところでございます。

また、川内川河川公管金については覚書の素案作成に向けた建物調査業務6件を現在発注しておりまして、年度内の素案作成を目指しております。権利者等の意向調査につきましても、早期事業着手に向け、換地設計の参考となる権利者への意向調査を10月中に実施する予定でございます。

川内駅周辺地区精算事務につきましては、先ほども説明しましたように、平成26年度中に全て一括納入されたことから、本年度会計上の予算整理を行い、精算事務は終了となります。年度末に特別会計及び施行条例を廃止する方向で事務を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △入来区画整理推進室の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

---

#### △議案第171号 薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第171号薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第171号薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

補正予算の内容について、歳出のほうから説明いたしますので、予算に関する説明書の153ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、9,473万円を減額するものであります。説明欄をごらんください。主なものは、4月の人事異動によりまして、職員1名減に伴う職員給与費の調

整と、国庫補助金の内示減により、補償金の減額を行うものであります。

次に、歳入について説明をいたしますので、前に戻りまして149ページをお開きください。3款1項1目国庫補助金は、補助金の内示減によるものであります。

次に、150ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金は、国庫補助金の内示減、公債費及び人事異動に伴う職員給与費等の減額による財源調整であります。

次に、151ページをお開きください。5款1項1目繰越金は、前年度決算剰余金の確定に伴い、純繰越金を計上するものであります。

次に、152ページをお開きください。7款1項1目土地区画整理事業債は、国庫補助金の内示減に伴うものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第164号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○入来区画整理推進室長（引地明吉）** 議案第164号薩摩川内市一般会計補正予算のうち、入来区画整理推進室にかかわる歳出について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の50ページをお開きください。8款5項3目土地区画整理費において、入来区画整理推進室分として、1,191万5,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計への繰出金であり、国庫補助金の内示減、公債費及び人事異動に伴う職員給与費等の減額により、財源を調整したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで議案第164号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○入来区画整理推進室長（引地明吉）** 所管事務調査ですが、さきの6月の委員会の折に、本年度の事業計画について説明をいたしましたので、今回は現時点での事業の進捗について、簡潔に報告をさせていただきます。

水道局所管の柴垣湯の解体撤去工事が終了をいたしましたので、今回、温泉施設湯之山館へのアクセス道路であります本町通り線の道路築造工事と、柴垣湯跡地周辺の造成工事等の3件を10月には契約する予定でただいま準備を進めております。

予算の執行状況について事業費ベースで簡単に説明いたしますと、委託料が予算で2,076万3,000円に対しまして8件の執行をしております。金額で479万9,000円で執行率23%となっております。工事請負費が1億472万3,000円で7件執行しておりまして、1,621万1,000円、執行率で15%となっております。補償金が2億6,549万4,000円に対しまして10件の補償をしております。金額で1億8,472万2,000円、執行率で70%となっております。全体でいきますと、約53%の執行率となっております。先ほど言い

ました3件の工事を執行いたしますと、約64%の執行になるということです。

以上で報告を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

---

△建築住宅課の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次は、建築住宅課の審査に入ります。

---

△議案第161号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（宮里兼実）** まず、議案第161号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 議案第161号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は、議案その1の161―1から161―2ページになります。議会資料の26ページをお開きください。改正内容は、老朽化の著しい入来町副田にあります立石住宅8棟29戸について、その用途を廃止しようとするものでございます。

改正後の市営住宅の管理戸数は93団地、323棟、2,051戸になります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第164号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第164号一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 議案第164号一般会計補正予算について御説明いたします。

資料は、予算に関する説明書の52ページをお開きください。まず歳出から説明をさせていただきます。

8款6項1目住宅管理費は、3,103万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正の内訳は、2節、3節、4節が人事異動に伴います課内職員の給料、職員手当、共済費等の調整でございます。

13節委託料と15節工事請負費は、立石住宅8棟29戸の解体工事にかかわる設計業務委託料及び工事請負費でございます。

続きまして、同じページの下段ですけれども、8款6項3目危険住宅移転促進費は59万7,000円の増額でございます。これは崖地近接等危険住宅移転促進事業における補助金で、敷地造成費利子補給分1件の増加によるものでございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。16ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金中、4節の住宅費補助金167万7,000円の減は、危険住宅移転促進事業補助金に対する国費であります社会資本整備総合交付金の配分が減額されたことに伴い、減額するものでございます。

次のページ、17ページをお開きください。

16款2項6目土木費補助金、1節住宅費補助金の14万9,000円の増は、危険住宅移転促進事業において、敷地造成費利子補給分が1件増加したことに伴う県からの補助金の増であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第164号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗） 委員会資料の5ページをお開きください。所管事務の進捗状況について、説明をさせていただきます。

（1）県廃屋等解体撤去促進事業でございます。この事業は昨年度、平成26年度から行っておりますけれども、昨年が本土で29件、甕島で4件、合計33件の申請がございました。本年度につきましては、8月31日現在書いてございますけれども、計20件ございましたが、先日の本会議で部長も答弁しましたとおり、9月に入りまして台風の影響もございまして、申請が急にふえまして、現在では申請が予算額いっぱいになっておるところでございます。

続きまして、（2）でございます。崖地近接等危険住宅移転事業でございますけれども、これにつきましては、一番下の表、過去3年間の実績を言いますけれども、平成24年度が3件、平成25年度が2件、平成26年度はございませんでした。今年度につきましては、次のページ、6ページをお開きください。今年度は既に2件の申請を受けつけております。内容は表のとおりでございます。

続きまして、3番目、薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画見直しの業務委託についてでございます。目的は、本市の市営住宅政策の基本的な考え方及び市営住宅の今後の活用方針、建てかえであったり、改善であったり、維持方針なんかを定めるものでございます。

本計画は、平成23年度に当初、計画策定をされまして、おおむね5年目で計画を見直すということになっておりますので、今年度計画見直しを行うものでございます。内容は、記載のとおりでございますけれども、4段目、団地別充当別の活用計画であったり、建てかえ事業の実施方針、維持管理計画など盛り込んでいきたいと考えております。

業務委託は、既に鹿児島県住宅建築総合センターに委託しておりまして、来年1月末までに作成をしまいたいというふうに考えております。

続きまして、4番目でございます。台風15号による市営住宅への特定入居状況についてでございます。

先日の台風15号によりまして、自宅であったり、借家が甚大な被害を受けた市民の方を、最寄りの市営住宅への入居を許可をし、敷地、住宅使用料を減免するものでございます。9月11日現在でございますけれども、ごらんのとおりでございます。合計10世帯26名が市営住宅に入居をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博） 1点だけ。本会議での質問等もありましたように、空き家においてのこの一つの流れが、条例ができて国が関与してきました、薩摩川内市として4,000何がしかの空き家があり、危険家屋を初め、宅建協会への委託を含めて、地域によっては、地域の活性化を含めて住宅の確保といったものをしっかりとやっていこうということで、市として方向性を変えられましたよね。空き家がどういう状況にあるのかということ。

宅建協会の中で、それだけの仕事はやれるという感覚は我々も持っているんですけど、その時点で一つは市が持っておられる、ケースワーカーがおられましたよね、住宅に入りたいと。そ

の方々がどういう形で今活用されているのかということと、あと、その宅建協会が入ってきた関係で、地域の空き家に対する考え方といったものが地域によってどういうふうに伝わっているのか、少し疑問な点があるんですけども、新しく課長もかわられましたので、方向性があれば教えていただきたい。

**○建築住宅課長（福島和朗）** ただいま大田黒委員の御質問で、有効活用のほうだと思います。建築住宅課のほうでは、先ほど説明しましたが、危険廃屋について、解体を促して、更地にして危険を排除していこうという形で事業を進めております。

委員の御質問のこの有効活用につきましては、確かに企画政策課のほうで中心となりまして、有効活用の方向で今進めておりまして、空き家バンクでありましたり、あるいはそういう不動産業者のほうとの連携を取りながら進めていると思います。私たちの所管のところでは、前回、市営住宅の関係で空き家を有効に活用して市営住宅をそういう形で有効にできないかというような御質問もあったんですけども、それにつきましては、現在、なかなか中古の物件でそれを改修したりして貸すというのが、なかなかちょっとハードルが高くて、現在、地域振興住宅の新築の方向で、現在10か所20棟について、今順次行っているんですけども、その空き家についての市営住宅のほうの活用というのは現在は行っていないという状況でございます。

**○委員（大田黒 博）** 企画のほうに完全に移行したんですけ。地方の地元においては、やっぱり住宅に関するもので、企画が関係するのは宅建業界は企画が関係するわけですよね。ですよね、今言われたように。その空き家の住宅があるものを活用したいとなると、どういう手続になるんですけ。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 空き家につきまして、全体的には防災安全課を中心に、危険廃屋の補助制度につきましては建築住宅課が、有効活用につきましては企画政策課という形で、今現在そういうふうな感じで庁内で体制をとっているような状況でございます。

有効活用につきましては、一応今のところ企画政策課のほうでそういう音頭を取りながら事業を進めているというのが現状でございます。

**○委員（大田黒 博）** 一つ弊害があるというんではないんですけども、今までこの学校再編を含めて、全体を含めて地域が活性化しようという中の空き家を、とにかく復活させようということで、子どもさんたちがいる家庭を呼び戻そうということで、少し住宅課の方々をお願いしながら活用方向にしてきたんですけども、そういうことで、そういう経緯は知ってるんですけども。いざ地方に、そういうことに一生懸命される人たちが、今度はどこを頼りにしていけばいいのか、宅建協会は宅建協会で、企画のところに行けば住宅とは関係ないわけですから、空き家住宅との隔たりができますよ、そこに。そうしたときにはどこに行けばいいのかなと思ってるんですね。

そこは、それならコミュニティ関係のものですから、企画になるのかもしれませんが、今までずっと促進をされてた地方に、市外に出ておられるオーナーの方々が、なら幾らぐらいで貸せばよかったという話がずっと煮詰まってきて、五、六件あった、七、八件あったんでしょうけども、その話が頓挫してしまったような気がして、どうも先に進まなかったがよっちゅう話がよくあるんですよね。そうしたときに、宅建協会に行こうと思ってるんですけども、とにかくまちの状態の宅建協会が言ってくれば、その空き家を見せて、それで交渉して、そのオーナーとの交渉に入るといものしょうから、地域の方々の思いがかけ離れてしまうわけですよね。そこに隔たりがあって、その空き家が頓挫してしまうということで、ストップ状態になっているということで、いわゆる地域に1軒ずつ建てていただく、そういう新しい住宅を活用するしかないというような感覚をお持ちなんですよ。

だから、それを何とかリンクしてほしいんですけども、別個に地域の方々にすると、支所がそういう感覚を持って対応してくれるかということ、そうじゃありませんので、支所の方々も大変仕事がたくさんある中で、そこまでは無理なのかなと思いつながら、住宅じゃなくて宅建協会の企画のほうだとなると、また話が頓挫してしまうし、窓口をどこか一つにしてももらいたいなという中に、この取っつきができないような、主にして話し合いに行けないような状況なんですよ。何とかしてもらえればありがたいんですけども。

**○建設部長（泊 正人）** 先日の本会議で中島議

員が言われた中で、最終的に所管課はどこになるのかということで、危険廃屋とか、そういう1,000戸余りある危ない住宅を再調査をしてからデータベース化してということで、今後、また庁内で調整はしないといけないと思いますけれども、大田黒委員言ってるしやるその空き家を何とか改修をして、市が改修をして、市営住宅並みでそういう利活用をやるということですよ。

そこは二、三年前に一旦しかかったんですけども、耐震とかそっちの改修のほうが費用がかかるというようなことで、そこはちょっと話がなくなったんですけども。今後もやっぱり企画と持ちながら、やっぱり場面場面では、そういうのを利用の方が安価でいい場合があると思いますので、そこ辺も少し研究をさせていただきたいと思います。

○委員（大田黒 博）今重要なのはそのところなんです。だから、我々は少しリンクさせてくれとお願いするんですけども、住民にしてみれば、もうそうじゃなくて、全然話し合いの場が、お願いの場がなくなるわけですから、そこを窓口をどこにしたらいいのか。今ちょっと研究でって言われましたけれども、ぜひ、どっちでもその一つのその窓口に行ったら両方つながるようなそういうシステムといいますか、そういうものをぜひ確立してもらいたいなど。全体ひっくるめて同じ案件、あるいはそういう同じものですから、空き家対策全体を含めて、そういう感覚でお願いできないかということで要望としておきます。

終わります。

○委員（谷津由尚）1点。台風15号で甚大な、住宅に被害を受けられた方が特定入居を今10世帯26名の方がされているということなんです、この方々に対する入居期限、またはその住宅使用料の減免期間の設定というのはなされているのでしょうか。

○建築住宅課長（福島和朗）こういう災害とかそういうので入居していただく方につきましては、一応原則3か月というのがございます。しかし、それ以上、まだ復旧がおくれたりする場合は、最長1年間は入居できると。しかし、それでもまだちょっと、まだ住みたいということになりますと、それ以降は申しわけないんですけど一般の入居になります。

その1年間につきましては、敷金とか住宅使用

料につきましては減免を行うんですけれども、1年を経過してしまいますと一般の使用料を払っていただくという形になると思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。当局は御苦労さまでございました。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時13分休憩

~~~~~

午後3時16分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）本会議に戻します。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（宮里兼実）日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時16分休憩

~~~~~

午後3時18分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）ここで、本会議に戻します。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（宮里兼実）それでは、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

閉会中の10月21日から23日にかけて、行政視察を実施したいと思いますが、視察先との調整等が必要となりますので、委員派遣の手続は正副委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で、建設水道委員会  
を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 宮 里 兼 実